

令和 6 年 第 3 回 (定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 6 日

令和 6 年 9 月 1 3 日

令和 6 年 9 月 2 0 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (9 月 6 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	5
会期の決定について	5
会議録署名議員の指名について	6
町 長 諸 報 告	6
議 会 報 告	14
議案第 38 号	19
議案第 39 号	20
議案第 40 号	20
議案第 41 号	20
議案第 42 号	20
議案第 43 号	20
議案第 44 号	20
議案第 45 号	24
議案第 46 号	25
議案第 47 号	26
議案第 48 号	26
議案第 49 号	27
議案第 50 号	28
議案第 51 号	29
議案第 52 号	30
議案第 53 号	30
議案第 54 号	31
議案第 55 号	32
議案第 56 号	33
議案第 57 号	34
報告第 8 号	35
報告第 9 号	36
諮問第 1 号	36
諮問第 2 号	36
散 会	38

第 2 号 (9 月 13 日)

議 事 日 程	39
本日の会議に付した事件	39
出 席 議 員	39
欠 席 議 員	39
議会事務局職員出席者	39
説明のため出席した者	39
開 議 宣 言	41
7 番 議員 川口 満浩	41
6 番 議員 稲永 辰己	46
11 番 議員 今村 桂子	52
3 番 議員 白水 春夫	58
13 番 議員 田ノ上 真	62
散 会	67

第 3 号 (9 月 20 日)

議 事 日 程	68
本日の会議に付した事件	69
出 席 議 員	69
欠 席 議 員	70
議会事務局職員出席者	70
説明のため出席した者	70
開 議 宣 言	71
議案第 38 号	71
議案第 39 号	72
議案第 40 号	72
議案第 41 号	72
議案第 42 号	72
議案第 43 号	72
議案第 44 号	72
議案第 46 号	82
議案第 47 号	84
議案第 48 号	83
議案第 49 号	86
議案第 50 号	87
議案第 51 号	88

議案第 55 号 89

議案第 56 号 91

議案第 57 号 91

議案第 58 号 92

議案第 59 号 93

休憩（委員会審査）

議案第 58 号 94

議案第 59 号 95

委員会の閉会中の継続調査について 96

議員の派遣について 97

閉 会 97

令和6年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第1日)

令和6年9月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和6年9月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第38号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 6 議案第39号 令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第40号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第41号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第42号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第43号 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第44号 令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第45号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第46号 須恵町立認定こども園条例の制定について
- 日程第14 議案第47号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第48号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第49号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第50号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第51号 須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第52号 須恵町固定資産評価審査委員の選任について
- 日程第20 議案第53号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第54号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第55号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第4号)

日程第 2 3	議案第 5 6 号	令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 5 7 号	令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 5	報告第 8 号	令和 5 年度須恵町健全化判断比率の報告について
日程第 2 6	報告第 9 号	令和 5 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
日程第 2 7	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について
日程第 2 8	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

日程第 1	会期の決定について	
日程第 2	会議録署名議員の指名について	
日程第 3	町長諸報告	
日程第 4	議会報告	
日程第 5	議案第 3 8 号	令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
日程第 6	議案第 3 9 号	令和 5 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第 4 0 号	令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	議案第 4 1 号	令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	議案第 4 2 号	令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0	議案第 4 3 号	令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 1	議案第 4 4 号	令和 5 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
日程第 1 2	議案第 4 5 号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
日程第 1 3	議案第 4 6 号	須恵町立認定こども園条例の制定について
日程第 1 4	議案第 4 7 号	須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 5	議案第 4 8 号	須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 6	議案第 4 9 号	須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 1 7	議案第 5 0 号	須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第 18 議案第 51 号 須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 52 号 須恵町固定資産評価審査委員の選任について
- 日程第 20 議案第 53 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 21 議案第 54 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 22 議案第 55 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 議案第 56 号 令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 57 号 令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 報告第 8 号 令和 5 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 26 報告第 9 号 令和 5 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 28 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	今 村 桂 子
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊

公園緑地課長	世 利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聡 士
地域振興課長	平 山 幸 治	都市整備課長	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安河内ひとみ	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学校教育課長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎	社会教育課長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。9月の定例会が始まるわけでございますけども、今、日本では米騒動が起きています。どこが原因か分かりませんが、米いっぱいありますけど。私も昨日、稲刈りをしました、この暑い中。夜は熱中症でけいれんして、今日の議会に来られるかなと思って、何とか今日出られるようになりましたけれども、まだまだ残暑厳しいので、皆さんも体には健康に留意してください。

それでは、開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申出がっており、許可したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまから令和6年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。令和6年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

8月29日木曜日午後3時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は24件、町長諸報告6件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会3件、文教厚生委員会5件、決算審査特別委員会6件、予算審査特別委員会2件です。

なお、議案第39号から議案第44号までの決算の認定について、議案第53号及び議案第54号の教育委員会委員の任命について、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦については、関連議案のため一括議題といたします。

また、議案第45号の外部規約の変更協議、議案第52号から議案第54号の人事案件、諮問第1号及び諮問第2号については、本日提案理由の説明後、採決を行います。

ほかに陳情が1件提出されておりますが、議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日9月6日から9月20日までの15日間としております。

次に、日程でございますが、本日当初本会議終了後に広報特別委員会を開催します。9日から12日までは、午前10時から決算審査特別委員会。13日午前10時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。17日午前9時から工事施工案件説明、終了後、各常任委員会。18日午前10時から予算審査特別委員会。20日午前10時から最終本会議を開催し、終了後に議会報告会（ワークショップ）リハーサル及び広報特別委員会を開催します。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を、本日から9月20日までの15日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を、本日から9月20日までの15日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番議員、13番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。9月定例会を招集いたしましたところ、議員全員参加で本日を迎えられましたこと、感謝と御礼を申し上げます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

令和5年度一般会計決算について

まず初めに、令和5年度の一般会計決算についてでございます。

令和5年度一般会計決算につきましては、歳入総額121億6,009万5,519円に対し、歳出総額は118億7,189万5,517円、歳入歳出差引額は2億8,820万2円でございます。前年度決算額に対しまして、歳入は0.5%の減、歳出は0.7%の増となっております。

財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、91.6%と0.75ポイント増加しました。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の60%を占めております町税でございますが、34億6,646万円となっております。町民税の収納率98.9%、固定資産税は99.6%で、町税全体で収入額が4.7%上がり、1億5,403万円の増収でございます。

次に、歳出でございます。

まず、人件費でございますが13億7,059万円、4,209万円の増でございます。職員数につきましては、一般事務、幼稚園教諭、再任用職員のフルタイム、短時間を含めまして職員数は159人、会計年度任用職員は23人でございます。

次に、普通建設事業費でございますが、13億4,137万円、対前年度より68.8%の増でございます。令和5年度の主な事業としましては、補助事業では、長寿命化改良工事、道路新設

改良工事などを実施いたしました。単独事業では、第三幼稚園改築工事などを行っております。

災害復旧事業でございますが、大雨の被害により、旧柱田ため池災害復旧工事及び須恵下の原地区水路災害復旧工事などを行っております。

次に、繰出金でございます。令和５年度の繰出金は１４億２,１１１万円で、６,４８５万円、率にしまして４.８％の増でございます。

町特別会計への繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ７億５,９４８万円、公共下水道事業特別会計へ３億２,０６２万円、農業集落排水事業特別会計へ３,４５０万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として３億６５２万円を支出いたしました。

なお、積立金につきましては、財政調整基金１億３７５万円、減債基金２,７６７万円、ふるさと応援寄附金１億５,９７３万円を上積みいたしております。

令和５年度末の基金残高は、昨年も申し上げましたが、今年も過去最高となります４８億９,５８４万円で、そのうち財政調整基金は２７億４０万円、ふるさと応援寄附金は９億２,３７４万円となりました。

基金の取崩しにつきましては、当初予算で６億６,０００万円を繰入金として計上いたしておりましたが、最終的には財政調整基金の取崩しはございませんでした。

これから、小中学校を含め、多くの公共施設の長寿命化や改修を進めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に併せまして、財政健全化法に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を、監査委員の意見を付しまして御報告いたしておりますが、両比率につきましては、前年度に引き続き、正常な範囲であったことを申し添えておきます。

令和５年度水道事業会計決算について

次に、令和５年度の水道事業会計決算についてでございます。

令和５年度は、年間で見れば平均的な雨量の年となりましたが、県全体で見ますと、福岡地区水道企業団の主要な水源であります筑後川流域は、夏以降、雨量が少なく、貯水率が低下いたしました。

幸い、町の貯水率につきましては、高い水準を保つことができ、配水量も安定的に供給ができております。

令和５年度収支でございますが、水道事業収益が消費税抜きで６億３,６４３万６,４４０円に對しまして、同費用は５億３,０１９万９,４９８円で、当年度純利益は１億６２３万６,９４２円の黒字となっております。

収入面では、主な収入であります給水収益が前年度と比較し、僅かに増加しております。また、

大規模開発、企業の出店などに伴い、給水申込み件数は大きく増加しており、前年度からほぼ2倍の伸びとなっております。

支出面では、第二浄水場のろ過池の一部の更生修理を実施し、浄水機能の改善を行いました。また、浄水場の新砂入替え業務を各年実施とし、令和5年度は未実施としたこと、動力費に対する国の緩和策、企業団からの受水を一部太宰府に融通したことにより、およそ1,000万円の減となっております。

今後も、経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と安全で良質な水道水を安定的に供給できますよう努めてまいります。

令和5年度主要な施策の成果について

次に、令和5年度主要な施策の成果についてでございます。

これは、4年に1回策定します町の総合計画、今現在、第7次計画ですが、それに伴います財政計画を付してこの4年間でやっていく内容の5年度についての報告をさせていただきます。

令和5年度主要な施策の成果につきましては、昨年度は、決算審査特別委員会で各課より報告しておりましたが、今回、町全体で7事業の報告をさせていただきます。

主要な施策として、1点目です。

須恵町は昨年度、町制施行70周年を迎え、関係各所より来賓をお迎えし、町民皆様方と一緒に記念式典を執り行いました。当日は、町制施行駅伝大会に代わる新たな町主催事業スポーツフェスタも併催し、親子で楽しめるスポーツ体験のほか、ニュースポーツ体験、乳がん検診など様々なブースを設け、約350人の参加をいただきました。

今後もスポーツに親しむきっかけづくりや、健康の保持増進などスポーツがもたらす様々な効果を幅広く町民に提供してまいります。

また、町民の方々が制作に携わり、約1年間をかけて制作された須恵町PR動画の完成試写会も行いました。町勢要覧とともに、このPR動画は、総合計画に掲げた「福岡県内で「光る」町になる」ため、今後も須恵町のシティプロモーション推進の一つとして生かしてまいります。

2点目は、ふるさと応援寄附金事業についてでございます。

寄附金制度を通じ、地域の活性化や関係人口の増加、また須恵町の将来を考えるに当たり、自主財源を生み出す必要があるため、ふるさと応援寄附金事業の強化を引き続き行っております。

令和5年度は、ふるさと納税による寄附金は5億3,153万2,500円、企業版ふるさと納税による寄附金額は264万円となっております。寄附金額の5割以下に抑えなければならない対象経費の拡大や、地場産品基準の厳格化による制度改正の影響が大きいところでございますが、ふるさと納税ポータルサイトへの効果的な広告運用や、積極的なプロモーション活動により、大幅な減額は回避し、一定の寄附額を確保することができました。

今後も常にニーズを把握し、適正な制度運用を図る中で、寄附先として選定される、選ばれる町になっていくよう努めてまいります。

3点目は、エネルギーや食料品の価格高騰による支援についてでございます。

エネルギーや食料品の価格高騰による支援につきましては、令和5年9月の町長報告の中で2つの支援策を提案させていただきました。

まず、エネルギーや食料品の物価高騰などで影響を受けている町内の子育て世帯、並びに高齢者への生活支援策としまして、ゼロ歳から18歳まで及び65歳以上を対象に、1人につき5,000円の生活支援商品券を発行いたしました。商品券は、町内の小売店や飲食店で使うことができ、町民生活の経済的負担軽減や消費喚起を促し、総合計画に掲げた「活力ある産業基盤の形成」のため、緊急的な対応でありましたが、町内経済の活性化の一助となったものと確信いたしております。

2つ目は、各小学校3校への給食材料費支援でございます。

近年の食材の価格高騰により、給食の質を維持していくことが困難な状況となり、安定した学校給食の運営、併せて保護者の負担軽減を図るため、小学校3校に対しまして、児童の栄養を確保するために必要な差額分の給食材料費を支援いたしました。

この2つの支援は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍におけるエネルギー・物価高騰対応分を活用した須恵町独自の事業でございます。

4点目は、子育てしやすいまちづくりについてでございます。

出産・子育て応援事業として、妊娠期から出産、子育てまで一貫して保健師等の専門職が相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、現金給付の経済的支援を一体として実施し、安心して出産、子育てができる環境整備を行っています。

また、令和5年度より産後ケア助成金事業を実施いたしました。産後早期に家族等から家事、育児等の支援が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、産婦人科や助産院等の専門職より産後の母親の心身のケアや育児のサポートを受ける費用の助成を行っています。

5点目は、生きがいを持てるまちづくりについてでございます。

介護予防事業については、家にこもりがちな方に対し、わくわくデイサロン、行政区ミニデイサービス、令和5年度よりケア・トランポリン教室を開催し、趣味活動や日常動作訓練のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るために実施しています。これらは、総合計画に掲げた「生きがいを持てる社会づくりの推進」につながり、今後も参加者のニーズの把握を行い、より参加したくなるような事業展開と継続した支援を行ってまいります。

6点目は、校区コミュニティ推進事業についてです。

約3年間にわたるコロナ禍も第2類から削除され、コロナ禍から脱却を始めようという社会の

流れに対し、令和5年度のコミュニティ活動におきましても、多くの方々の参加協力を得て、事業が活発に実施されました。

学校・子どもたちへの学校支援型事業については、親子教室、お祭り、ボランティア派遣事業などが実施され、地域のつながりの大切さや助け合い、人を思いやる心の教育につながる事業があります。

くらしのコミュニティ事業は、ふれあいレインボーで継続実施し、事業の改善と継続を繰り返しながら、さらに地域の活性化、住民に密着した活動へと発展しています。お互いが協働し、地域の課題は地域で解決する形を構築し、あらゆる分野への取組に地域の人々が参画することで、この地域に住んでよかったと思えるまちづくりを目指しています。

地域を取り巻く環境が大きく変化している中、地域が抱える課題が解決され、住民が豊かで安心して暮らせていけるようになるためには、まちづくりの中核を担う校区コミュニティ組織の活動は、今後もさらに重要なものとなってまいります。校区コミュニティ組織の地域づくりを安定的に支援するため、令和6年度要綱を制定し、それに基づき事業支援を実施しております。

今後も各校区コミュニティが活動しやすい環境づくりを支援する体制を整えてまいります。御支援、御協力よろしくお願いいたします。

7点目は、中部防災センターの建設についてでございます。

須恵川の右岸側の防災拠点の整備のため、平成27年度に中部防災センターの建設用地を取得し、令和2年度に建設用地の地質調査、令和3年度に土木設計及び施工、令和4年度から建築設計及び施工を行い、令和5年度の完成の予定で事業を進めておりました。

しかしながら、近年の異常気象による大雨や、頻発する地震の停電時にも空調機を稼働することができるとGHP——ガスヒートポンプエアコンを導入するため、非常用電源装置の再検討をさせていただきたく、議会に提案しましたところ、議員皆様の同意をいただきまして、令和5年度に設計変更をさせていただきました。このため、工事が延長となりましたが、令和6年度中に完成の予定で現在工事を進めております。

以上が令和5年度主要な施策の成果についての報告となります。

今後もまちづくりを進めていくための基本指針である第7次須恵町総合計画に基づき事業実施してまいります。議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

須恵町ふるさと納税PRについて

次に、須恵町ふるさと納税PRについてでございます。

ふるさと納税制度による2023年度の国内における寄附総額は1兆円の大台を突破し、それに伴い各自治体間の競争が激しさを増しており、二極化も進んでまいっております。

また、昨年度の制度改正により、対象経費の拡大や地場産品基準の厳格化により、返礼品戦略

もますます難しくなっております。

どの自治体においても、ふるさと納税拡大の方法として、あの手、この手で、町や特産品のPRを実施しております。

須恵町におきましても、インターネットを活用した有効的な広告や、各種イベントとの人海戦術によるPRなど、須恵町の特産品、須恵町の魅力を発信しております。

PRの実施は、寄附額に直接つながるものと、関係が見えにくい間接的な効果がありますが、いずれにしても種々実行し、これまでと違った新たなPRにも挑戦していく必要があります。

その一つとして、ふるさと納税が集中する年末に向けた重要な時期に開催される大相撲九州場でPRを実施いたします。全日程の結びの一番で須恵町のふるさと納税をPRするため、懸賞旗を出す予定としております。大相撲は全国に中継され、女性や幅広い年齢層に人気を集めており、場内でのアナウンス、また入場者全員に配布される取組表にも記載されることから、十分なPR効果が期待できるものと考えております。

今後も、可能性がある手法は挑戦し、須恵町の魅力の発信とふるさと納税拡大に努めてまいります。

小中学生の海外派遣事業について

次に、小中学生の海外派遣事業についてでございます。

令和7年度に福岡県市町村振興協会において、福岡県市町村小中学生海外派遣事業助成が実施されます。須恵町でも申請し、子どもたちを海外に派遣したいと考えております。海外の文化に実際に触れることで国際的な視野を広め、社会に貢献できる資質を身につけてほしいと願い、今回、債務負担行為を計上させていただいております。

令和4年12月議会の一般質問において、田ノ上議員から「翼をください2」と題して質問をいただいております、その最後に、いろいろ研究を進め、環境が整えば、ぜひとも取り組んでいきたいとの御意見を頂戴しておりました。

幸いにも、福岡県市町村振興協会の事業において、事業の3分の2が助成されるとの通知が届きました。財政的な理由から、「翼をください」の継続的な実施ができませんでしたが、事業費の3分の2が助成されることから、計画しております。

今回も人数等の制限は出てくると思いますが、参加した子どもたちが国際化社会で活躍するきっかけになればと考えております。今年中に事業者の選定を行い、令和7年8月に海外派遣を実施する計画です。補正予算にて計上しておりますので、審査よろしく願いいたします。

クーリングシェルトの設置について

最後に、クーリングシェルトの設置についてでございます。

令和6年4月1日に全面施行された改正気候変動適応法に基づき、市町村は、暑さをしのげる

場所として、クーリングシェルターを指定することができるようになりました。

また、環境省により、令和6年4月24日から熱中症特別警戒アラートの運用が開始されました。これは、熱中症警戒アラートの一段階上の位置づけとなっており、暑さ指数3.5以上になることが予想される場合に発表されます。

熱中症特別警戒アラートの発表期間中には、市町村長が冷房施設を有する等の要件を満たすクーリングシェルターを開放することになっております。

須恵町におきましては、アザレアホールを令和6年7月1日に避難施設として指定いたしまして、1階のホワイエを開放するようにしております。

熱中症特別警戒アラートの発表された場合、重大な健康被害が生じるおそれがあることから、公助はもちろんのこと、自発的な熱中症予防行動を積極的に行っていただくとともに、家族や周囲の人々においても、見守りや声かけ等の共助を行っていくことを住民の方々にお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。13番、田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 13番、田ノ上でございます。ただいまの町長諸報告に対して、毎度質疑がないものですから、たまには議論もいいんじゃないかなろうかということで、少しお聞かせください。

まず、私の一般質問から出てまいりました小中学生海外派遣事業というのは、大変興味を持っております。これは私の喜びを申し上げるにとどめておきますが、ふるさと納税PRということで、町長、御発言ございましたが、拡大、あの手、この手で取り組んでおりまして、その中で間接的効果が見込まれるということでの、九州場所での結びの一番で懸賞を出すということでしたが、もう少し詳細をお聞かせ願えればと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 詳細と言われても、懸賞旗を出すだけの話なんですけど、これは今まで自治体が大相撲で懸賞旗を出すことはなかったんです。ある町が今現在やっております、たしか1町だったと思いますけども、実は私自身が相撲部屋のほうの、玉ノ井部屋とかです、須恵町にあります荒汐部屋がありますけども、そこはつながりを持っていて、東京にPRに行くとかやっていたんですけど、もっと効果的に何らかの形でできないかな思ったときに、私、もともと相撲をやっていた関係で、毎回結びの一番は見るんですけども、必ず見るわけです。皆さんも経験があるかと思いますが、あの懸賞旗、皆さん数えられるでしょう、何本かと。だから、あの

瞬間、全国の相撲ファンの人はテレビで見ているんです。その懸賞旗に、玉ノ井親方に懸賞を出せないかということでお聞きしたら、担当の人をすぐ紹介していただいて、自治体に関しては、要するに商品名です、入っても構わないと。だから、本来は福岡県須恵町、だから固有名詞を挙げたら悪いですけども、永谷園と出ているでしょう。でも、ふりかけと載せられないんです、商品名は挙げられないんです。ところが、今回、相撲協会のほうから、自治体に関しては福岡県須恵町ふるさと納税と入れられて構いませんという返事をいただいて、今現在進めております。ですから、11月場所になったとき、初日から15日まで、どうか議員各位、最終の取組、見てください。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御説明ありがとうございます。間接的といえ、あまりにも間接的ではございますし、先進事例があまりにも乏しいものですから、どうかなとも思って伺っていたんですけど、今の御説明聞いて、正直面白いなと思いました。この施策が効果を発揮して、須恵町のPRに十分貢献することを期待しております。

以上です。

○議員（松山 力弥） ほかに質疑はありませんか。11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 今言われました相撲の件ですけど、費用対効果が一番大事ということで、やってみなければ分からないということではあると思いますが、どの程度の金額を期待されてあって、その懸賞金、どれぐらいを出されるかということが1点と、あと一点はクーリングシェルターの設置についてですが、何か所で、場所はどのところを予定されているかをお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この相撲の懸賞旗の件は、要するに、もともとふるさと応援課で組んでいる予算の範囲内で行えるんです。今現在、この前テレQの社長さんともお会いしたりとか、テレビ局、そしてKBCラジオのほうとお話する中で、帯で15秒とかあるじゃないですか、何百万とか一回出すだけで、それが長期にわたると物すごいお金になるんですけど、今回、委員会のほうでこの金額については詳細に説明させていただきたいと思いますが、費用対効果は物すごい効果がある、僅かな金額で、日本全国の相撲ファンが結びの一番で見るときに、福岡県須恵町と見てくれる。これはふるさと納税にかかわらず、そのことによって、須恵町はどんな町やと思ってもらえることが大事だと思うんです。その費用対効果という意味では、とんでもない効果があると期待します。それがふるさと納税にどのような形でつながるかは、最終的にやってみないと分からない。

クーリングシェルターについては1か所だけです、今現在。さっき言ったように、アザレアホールのホワイエだけでございます。あとの公民館とかになると、これはまた別になってきますので、今回は緊急対応としてそこだけを設置したということです。

以上です。

○議長（松山 力弥） 11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） PRについては、大きな効果が出ることを期待しております。

また、クーリングシェルターに関しましては、1か所ということですがけれども、今後広げてまたいていただければと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかはありませんか。——これにて質疑を終結します。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 令和6年8月9日金曜日に行われました令和6年第3回（8月）粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

粕屋南部消防組合議会定例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第4、議案第14号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、懲役及び禁錮を廃止し、禁錮刑を創設したため、関係条例の文言の整備が必要となり、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決されました。

日程第5、議案第15号令和5年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書で、歳入総額24億239万6,958円、歳出総額23億6,526万828円、歳入歳出差引額3,713万6,130円、実質収支額3,713万6,130円となっており、全員賛成で認定しました。

日程第6、議案第16号令和5年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計決算認定については、実質収支に関する調書で、歳入総額8,228万8,193円、歳出総額4,228万3,040円、歳入歳出差引額4,000万5,153円、実質収支額4,000万5,153円となっており、全員賛成で認定しました。

日程第7、報告第4号専決処分の報告について（専決第4号）は、法律上組合の義務に属する1件50万円以内の賠償額の決定及び和解に関すること。救急事案対応中、傷病者を搬送していた際に、ストレッチャーの脚部ロックが解除され、傷病者が転落、負傷させたため、損害賠償を

行ったもので、損害賠償額4万1,510円を支払うことで承諾された旨、報告がありました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年第3回（8月）粕屋南部消防組合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 令和6年8月20日に行われました令和6年第2回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会について御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっています。

日程第3、組合長諸報告については、し尿処理施設酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されており、令和5年度は9,942キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われているとのことであります。

しかし、施設は昭和57年より稼働し40年以上経過し、老朽化が進んでおり、改修工事等を行いながら延命化対策を図っており、今後については、志免町、宇美町を含めた形での建て替えを検討しているとの報告があっております。

次に、ごみ処理施設クリーンパークわかすぎにつきましては、RDF施設及びリサイクルプラザの両施設とも順調に稼働しており、RDF施設におきましては、令和5年度は4万1,503トンの可燃ごみを処理し、2万3,644トンのRDFを大牟田リサイクル発電所に搬出したとのことであります。

また、リサイクルプラザにおきましては、2,841トンの不燃・粗大ごみ等を処理しており、そのうち有価物として、アルミ缶・スチール缶やペットボトルなどを約1,000トン排出し、5,516万円の売却益が出ているとの報告があっております。

次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきましては、造成工事は令和6年10月末の竣工予定との報告があり、また、施設整備につきましては、施設の詳細設計を現在行っており、令和10年4月1日稼働に向け、事業を進めているとの報告がありました。地元3区への対策事業については、検討協議会を重ね、地元要望について取りまとめを行い、協定の調印について報告があっております。

また、令和5年12月28日に広域での廃棄物行政推進のため汚泥再生処理センター新酒水園（仮称）新設に伴う提案を宇美町及び志免町に行い、令和6年3月26日に提案する回答を受け、5町での新たな組合の組成へ向け、今後事業を進めていくとの報告があっております。

議案についてですが、3件、報告は1件上程されております。

議案第5号工事請負契約の変更についてであります。次期ごみ処理施設建設に伴う造成および整備工事について、請負金を7,182万100円増額し、16億5,968万2,960円とする工事請負契約の変更を全員賛成で可決しております。

議案第6号令和5年度の一般会計歳入歳出決算の認定については、決算総額につきまして、収入済額34億755万7,624円、支出済額30億7,943万5,748円、差引残額3億2,812万1,876円となっております。須恵町の分担金としましては、3億3,674万円、3町分担金総額の30.4%となっております。全員賛成で認定しております。

議案第7号令和6年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ430万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,630万1,000円とするものです。

主なものとしましては、歳入につきましては、前年度繰越金の確定により、須恵町分担金が5,507万7,000円の減額となっております。

歳出の増額の主な要因としましては、ごみ処理施設監視委員会の先進地視察研修の旅費の補正額が61万4,000円、建物共催掛金の補正額が39万4,000円、篠栗町用地購入費等負担金が300万円、次期ごみ処理施設整備事業費で、調印式のための補正額が22万8,000円の増額になっており、全員賛成で可決しております。なお、調印式につきましては、8月25日曜日に行われております。

報告第2号令和5年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計継続費に係る繰越計算書の報告についてであります。地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものです。

次期ごみ処理施設整備事業の継続費の総額22億4,338万4,000円、うち令和5年度の予算計上額2億9,650万7,000円、前年度繰越額12億8,714万770円、合計令和5年度継続費予算現額15億8,364万7,770円に対し、翌年度繰越額3億5,762万5,925円。繰越しの主な理由としまして、造成工事及び工事に伴う監理業務委託の令和5年度分出来高が年度内に完了せず、支払いが6年度に繰り越したためと報告を受けております。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照願います。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 北筑昇華苑組合議会を報告いたします。

令和6年8月21日に古賀市役所第1委員会室において、第2回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりです。

日程第3、諸報告では、議会報告第1号の地方自治法の規定による出納検査及び定期監査の結

果報告がありました。

日程第4、第3号議案北筑昇華苑組合プロポーザル選定委員会条例の制定については、プロポーザル方式により事業者を選定を行う場合に設置するプロポーザル選定委員会に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するに当たり地方自治法第96条第1項第1号の規定により組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第5、第4号議案北筑昇華苑組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、条例の一部を改正するに当たり地方自治法の規定により組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決いたしました。

日程第6、第5号議案北筑昇華苑組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第138条第4項の規定に基づき書記長及び書記を置くため、条例の一部を改正するに当たり地方自治法の規定により組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、第6号議案令和6年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ3億3,156万9,000円とし、全員賛成で可決しました。

日程第8、第7号議案令和5年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額4億2,038万6,019円、歳出総額3億4,179万155円、歳入歳出差引額7,859万5,864円となっており、歳出の質疑では、葬祭場使用件数として5,900件との答弁があり、全員賛成で認定いたしました。

日程第9、第8号議案北筑昇華苑組合議会会議規則の制定については、地方自治法第129条の規定に基づく会議規則を制定するに当たり組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

定例会終了後、全員協議会において、北筑昇華苑組合議会傍聴規則等の制定についてと、北筑昇華苑組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての協議を行い、また、北筑昇華苑火葬炉設備更新基本計画についての報告もありました。

詳細は、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を行います。

令和6年8月30日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第2回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第2号令和6年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額7,415万4,000円に歳入歳出それぞれ1,853万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,268万7,000円とするものです。

歳入については、令和5年度に確定いたしました繰越金を1,853万3,000円増額するものです。

歳出については、林業費で除伐業務委託の費用861万3,000円、加えて、予見し難い将来の状況変化から生ずる財政需要に備える予備費として947万円を増額するもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号令和5年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億1,765万7,909円、歳出総額7,512万4,426円、歳入歳出差引額4,253万3,483円、実質収支額4,253万3,483円となっており、歳入の主なものは、関係市町の負担金2,030万円、県補助金1,979万5,440円、財産売却収入2,974万8,225円、繰越金2,565万8,812円、歳出の主なものは、総務管理費1,832万9,362円、林業費5,192万4,746円、道路橋梁費388万5,900円となっており、全員賛成で認定しました。

選挙案第1号組合長の選挙については、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約第9条の規定により、議会において選挙を求めるものです。

提案理由として、組合長の中嶋裕史氏が令和6年8月31日をもって退職するためであります。

議員の指名推薦により、久山町の久芳菊司氏が当選されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第39号から議案第44号まで、議案第53号及び議案第54号、諮問第1号及び諮問第2号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

次に、議案第45号、議案第53号及び議案第54号、諮問第1号及び諮問第2号は、議会運営委員会の報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

ここで休憩いたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時04分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第38号令和6年須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） では、議案書は1ページをお願いします。

議案第38号令和6年須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

令和6年度予算につきましては、さきの6月議会に補正予算（第2号）を提出し、議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る8月15日付で地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3条の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和6年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ903万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億1,013万1,000円とするものでございます。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いします。まず、歳入からです。

19款1項繰越金は、前年度繰越金903万7,000円の増額補正です。

3ページをお願いします。歳出です。

10款2項小学校費903万7,000円の増額補正は、第二小学校給食事業の増額補正でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第38号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので、御報告いたします。委員長に田ノ上真君、副委員長に今村桂子君であります。

日程第6．議案第39号

日程第7．議案第40号

日程第8．議案第41号

日程第9．議案第42号

日程第10．議案第43号

日程第11．議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第39号令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第40号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第41号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第42号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第43号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第44号令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山会計管理者。

○会計管理者（横山 剛） それでは、議案第39号から議案第43号までの令和5年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承を願います。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月16日から7月30日まで実施されて、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等、後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の令和5年度須恵町歳入歳出決算書により御説明いたします。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の収入済額の主な構成比を申し上げますと、1 款町税、歳入全体の 28.5%、7 款地方消費税交付金 5.5%、10 款地方交付税 18.3%、次の 6 ページ、7 ページに移りまして、14 款国庫支出金 18.8%、15 款県支出金 8.1%、17 款寄附金 4.4%、21 款町債 6.2%となっております。

次の 8 ページ、9 ページをお願いします。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は 98.4%、調定額に対する収入率は 99.1%となっております。

次に、10 ページ、11 ページをお願いします。

歳出の支出済額の主な構成比を申し上げます。

2 款総務費は歳出全体の 16.1%、3 款民生費 40.6%、4 款衛生費 9.7%、8 款土木費 5.4%、次の 12 ページ、13 ページをお願いします、9 款消防費 3.0%、10 款教育費 16.1%、12 款公債費 5.5%となっております。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は 96.0%ですが、予算現額から翌年度繰越額 1 億 3,772 万 7,190 円を除いた執行率は 97.1%となっております。

翌年度へ繰り越す額の主な内容は、低所得世帯支援給付金事業、住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業、低所得世帯子ども加算給付金事業となっております。

次に、14 ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額 121 億 6,009 万 5,519 円に対して、歳出総額 118 億 7,189 万 5,517 円で、歳入歳出差引額 2 億 8,820 万 2 円、これから翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越額 20 万 8,000 円を差し引いた実質収支額は 2 億 8,799 万 2,002 円。この実質収支額から前年度の実質収支額を引いた単年度収支は 8,075 万 5,562 円の赤字です。これに黒字要素であります財政調整基金への積立額 1 億 375 万 4,000 円を加えた実質単年度収支額は 2,299 万 8,438 円の黒字となっております。

次に、議案第 40 号令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

244 ページ、245 ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は 100.1%、調定額に対する収入率は 93.5%となっております。

次の 246 ページ、247 ページをお願いします。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率はほぼ 100%となっております。

次の 248 ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額 28 億 5,075 万 8,632 円に対して、歳出総額

28億4,815万5,763円で、歳入歳出差引額は260万2,869円となり、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと、454万71円の赤字です。これに黒字要素であります前年度分の交付金返還金等672万9,037円を加え、法定繰入金以外の一般会計からの赤字補填繰入金3,660万円を差し引いた実質単年度収支は3,441万1,034円の赤字となっております。

次に、議案第41号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

276ページ、277ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は100.3%、調定額に対する収入率は99.0%となっております。

次の278ページ、279ページをお願いします。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は93.5%となっております。

次の280ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額4億6,031万3,980円に対して、歳出総額4億2,925万2,857円で、歳入歳出差引額は3,106万1,123円、実質収支額も同額です。

次に、議案第42号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

なお、須恵町公共下水道事業特別会計及び須恵町農業集落排水事業特別会計は、令和6年4月1日からの公営企業会計への移行に伴い、令和6年3月31日をもって打切り決算を行っております。このため、出納整理期間は存在せず、打切り時点での未収金、未払金は決算書の収入未済額や不用額に含まれており、令和6年度の予算の特例的収入及び特例的支出として取り扱うこととなります。

それでは、294ページ、295ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は99.3%、調定額に対する収入率は98.9%となっております。

次の296ページ、297ページをお願いします。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は91.3%となっております。

次の298ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額10億9,379万7,039円に対して、歳出総額10億591万5,444円で、歳入歳出差引額は8,788万1,595円、実質収支額も同額です。

最後に、議案第43号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

てです。

318ページ、319ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は99.8%、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

次の320ページ、321ページをお願いします。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は74.5%となっております。

次の322ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額6,289万4,072円に対して、歳出総額4,696万1,186円で、歳入歳出差引額は1,593万2,886円、実質収支額も同額です。
以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、榑藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榑藤 武範） 議案第44号令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

別冊の令和5年度水道事業会計決算書で御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町水道事業決算報告書です。

なお、以下、消費税込みの決算額を報告いたします。

1、収益的収入及び支出。

収入です。第1款水道事業収益、5ページの2列目で、決算額6億9,684万8,831円、前年度比3.5%の増です。主な要因は開発行為に伴う給水申込手数料の増によるものです。

次に支出です。第1款水道事業費、5ページの3列目で、決算額5億5,719万4,260円、前年度比2.1%の減です。主な要因は浄水場の新砂入れ替え業務未実施による委託料及び原材料の減です。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出です。

収入です。第1款資本的収入、7ページの3列目で、決算額2,283万5,450円、前年度比15.6%の増です。これは公共下水道事業特別会計からの水道管移設補償費の増によるものです。

次に支出です。第1款資本的支出、7ページの2列目で、決算額1億7,826万4,046円、前年度比9%の減です。主な要因は町単独での工事請負費の減によるものです。

6ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,542万8,596円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第39号から議案第44号については、議長、監査委員を除く11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第44号までは、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので、報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に今村桂子君であります。

日程第12. 議案第45号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第45号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第45号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

この規約について別紙のとおり提出するものです。

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する必要があるため、当該規約の一部変更に関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の第4条は、広域連合の処理する事務を規定しております。この第4条のただし書で、関係市町村が行う事務を別表1で定めております。この別表の新旧対照表では、改正前、第2項で被保険者証及び資格証明書の引渡しを、第3項では被保険者証及び資格証明書の返還の受付を行うとしております。

マイナンバー法の改正に伴い、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から健康保険証が廃止され、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を交付す

ることになったため、改正前の「被保険者証及び資格証明書」を、改正後、「資格確認書等」と改正するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

この規約は、令和6年12月2日から施行するとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第45号について採決に入ります。議案第45号は原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第45号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第46号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第46号須恵町立認定こども園条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡 慎太郎） 議案第46号の1ページをお願いいたします。

須恵町立認定こども園条例の制定についてでございます。

この条例について別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、令和6年10月1日に須恵町立認定こども園須恵みなみ幼児園を開園することに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項の規定に基づく幼保連携型こども園として須恵町立認定こども園を設置するに当たって、必要な事項を定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

附則第1条で、この条例は令和6年10月1日から施行するものとしております。また、第2条から第7条までにおいて、幼稚園がなくなり、幼児園になったことにより、他の条例に影響を及ぼす部分の改正や廃止を定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第４６号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４６号を文教厚生委員会に付託します。

日程第１４．議案第４７号

○議長（松山 力弥） 日程第１４、議案第４７号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木 美奈子） 議案書の１ページをお願いいたします。

議案第４７号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、須恵町校区コミュニティセンターに須恵町すこやかコミュニティセンターを追加するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。３ページをお願いいたします。

別表１に、須恵町すこやかコミュニティセンターの名称と、位置の福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵９６４番地３を追加するものでございます。

戻っていただいて、２ページへお願いいたします。

附則として、この条例は令和６年１０月１日から施行するとしております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第４７号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４７号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１５．議案第４８号

○議長（松山 力弥） 日程第１５、議案第４８号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条

例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第48号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例です。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由でございます。児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年7月31日に公布され、令和6年11月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条、対象者について定めた条文でございます。児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことによりまして、本条例において引用しております児童扶養手当法施行令第2条の4第5項が削除されたことより、項ずれが生じたことによる改正でございます。

第3条第2項第4号、第6号及び第7号中、第2条の4第8項を第2条の4第7項に改め、同項第8号中、第2条の4第7項を第2条の4第6項に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

第1項で、この条例は令和6年11月1日から施行し、同日以降における医療費に係るひとり親家庭等医療費から適用する。

ただし、次項の規定は公布の日から施行するとし、第2項で、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条に係るひとり親家庭等医療の受給資格の認定を行い、受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第48号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号を文教厚生委員会に付託します。

日程第16．議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第49号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第49号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和6年8月14日に公布され、令和6年12月2日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第11条、被保険者資格の取得、喪失の届出を怠った場合等の罰則についての規定です。改正マイナンバー法等の施行により、被保険者証が廃止されることに伴う改正です。第11条中、第9項を第5項に改め、改正前の「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求めてこれに応じない」、この部分を「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

第1項で、この条例は令和6年12月2日から施行するとし、第2項で、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第49号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号を文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第50号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中牟田都市整備課長。

○都市整備課長（中牟田 健） 議案書の１ページをお願いいたします。

議案第５０号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由として、道路法施行令の一部を改正する政令が令和４年１２月１４日に公布され、令和５年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

２ページから４ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、現状の適正化を図るため令和３年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した占用料の額を適用するため、一部改正を行うものでございます。

附則です。この条例は令和７年４月１日から施行するとしております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第５０号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第５０号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１８．議案第５１号

○議長（松山 力弥） 日程第１８、議案第５１号須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡 慎太郎） 議案第５１号の１ページをお願いいたします。

須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてでございます。

この条例について別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由としまして、須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例に、保育の実施基準に係る事項を規定したことに伴い、保育の実施に関し必要な事項を統一したため、当該条例を廃止する必要性が生じたので提案するものでございます。

２ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第５１号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第５１号を文教厚生委員会に付託します。

日程第１９．議案第５２号

○議長（松山 力弥） 日程第１９、議案第５２号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第５２号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

住所、佐谷１６５５番地、氏名、貝原雅俊、生年月日、昭和２６年１月４日、任期、令和６年１０月１日から令和９年９月３０日まで。

令和６年９月６日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由の説明といたしまして、須恵町固定資産評価審査委員会委員の貝原雅俊氏が令和６年９月３０日をもって任期満了のため、その後任者を選任するための提案でございます。経歴については、次ページに添付しております。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。議案第５２号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第５２号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第２０．議案第５３号

日程第 2 1. 議案第 5 4 号

○議長（松山 力弥） 日程第 2 0、議案第 5 3 号及び日程第 2 1、議案第 5 4 号須恵町教育委員会委員の任命について、以上 2 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第 5 3 号須恵町教育委員会委員の任命について。

須恵町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

住所、植木 1 7 5 1 番地、氏名、安河内 昭夫、生年月日、昭和 3 2 年 1 月 1 1 日、任期、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日。

令和 6 年 9 月 6 日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由といたしましては、須恵町教育委員会委員、秦道隆氏が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了のため、その後任を任命するための提案でございます。経歴については、次ページに添付いたしております。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 5 4 号須恵町教育委員会委員の任命について。

須恵町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

住所、大字旅石 1 2 9 番地 1、氏名、本原 台之、生年月日、昭和 4 7 年 3 月 2 7 日、任期、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日。

令和 6 年 9 月 6 日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由といたしましては、須恵町教育委員会委員、本山和恵氏が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了のため、その後任者を任命するために提案するものであります。経歴については、次ページに添付しておりますので、参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第 5 3 号について採決に入ります。本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 5 3 号須恵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第54号について採決に入ります。本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第54号須恵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22．議案第55号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第55号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第55号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和6年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,803万円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億6,816万1,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条で地方債の追加変更は、第2表地方債補正による。

第3条で債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

主なものを申し上げます。14款1項国庫負担金は、児童手当国庫負担金で7,064万6,000円の増額補正、14款2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金などで2,016万2,000円の増額補正、15款1項県負担金は、児童手当県負担金2,182万6,000円、15款2項県補助金は、保育所等給食支援費県補助金などで1,176万円の増額補正、17款1項寄附金は、篤志寄附金及びまち・ひと・しごと創生推進寄附金で1,260万2,000円の増額補正、19款1項繰越金は、収支調整のため前年度繰越金1億6,670万8,000円を増額補正、20款3項雑入は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費助成金などで3,988万3,000円の増額補正、21款1項町債は、地域活性化センター照明改修事業債及び道路改良事業債で1,330万円の増額補正です。

続いて3ページ、歳出でございます。

主なものを申し上げます。2款1項総務管理費は、改正個人情報保護法対応支援業務委託料や公金収納機購入費などで1,918万1,000円の増額補正、3款2項児童福祉費は、児童手当支給事務や職員人件費、保育所給食支援事業費補助金などで1億4,724万1,000円の増額補正、4款1項保健衛生費は、予防接種事業などで6,008万8,000円の増額補正、8款2項道路橋梁費は、道路新設改良事業などで6,732万円の増額補正、8款4項都市計画費は、職員人件費及び公園維持管理事業で1,130万1,000円の増額補正、10款1項教育総務費は、職員人件費などで1,886万8,000円の増額補正です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正、1、追加です。地域活性化センター照明改修事業債、限度額440万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

2、変更です。道路改良事業債、限度額、変更前2,710万円を3,600万円にするものです。その他変更はありません。

5ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正の1、追加です。議会広報印刷製本費、限度額590万2,000円、須恵町包括業務委託、限度額7億8,300万円、広報すえ印刷製本費、限度額2,453万3,000円、土地評価システム業務委託、限度額2,400万円、須恵町小中学生海外派遣事業支援業務委託、限度額750万円、期間はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第55号を予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号を予算審査特別委員会に付託します。

日程第23．議案第56号

○議長（松山 力弥） 日程第23、議案第56号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第56号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでござい

ます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和6年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,640万6,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算書2ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項他会計繰入金40万6,000円の増額補正は、歳出の職員人件費の増額による事務費繰入金の増額です。

歳出でございます。3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費40万6,000円を増額補正、こちらは人事異動に伴う職員人件費の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託します。

日程第24．議案第57号

○議長（松山 力弥） 日程第24、議案第57号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。榎藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榎藤 武範） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第57号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、補正予算書で御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第3項特別損失、補正額244万円を追加し、補正後の額を264万円とするものです。これは、過年度分過誤納還付に伴う過年度損益修正損の増額です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第57号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第25．報告第8号

○議長（松山 力弥） 日程第25、報告第8号令和5年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

令和5年度須恵町健全化判断比率について、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告をいたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

2ページをお願いします。

実質赤字比率は一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。連結実質赤字比率は一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字はありませんので、ハイフン記号で表示をしております。

実質公債費比率とは、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で3年間の平均です。今年は6.5%、前年度は6.9%でしたので、0.4ポイント下がりました。これは公営企業等繰出金や債務負担行為の額が減となったためです。この比率の早期健全化基準は25%ですので、須恵町は健全な団体と言えます。

次の将来負担比率は、公営企業出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。25.3%、前年度が23.5%でしたので、

1.8ポイント上がりました。これは地方債現在高や清掃施設組合への負担金等の見込額の増加によるものでございます。この比率の早期健全化基準は350%でございますので、これも須恵町は健全な団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の比率について適正である旨の御意見をいただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

ここでお諮りします。昼食時間でございますけれども、このまま会議を進めていただきたいと思います。と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） それでは、そのまま続行させていただきます。

日程第26. 報告第9号

○議長（松山 力弥） 日程第26、報告第9号令和5年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。権藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 報告第9号令和5年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

2ページをお願いいたします。

1、令和5年度公営企業の資金不足比率。

特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計ともに資金不足比率には該当しないことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第27. 諮問第1号

日程第28. 諮問第2号

○議長（松山 力弥） 日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号人権擁護委員の推薦について、以上諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものであります。

住所、大字植木1714番地1、氏名、田中真由美、生年月日、昭和31年10月9日、任期、令和7年1月1日から令和9年12月31日。

令和6年9月6日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、田中真由美氏が令和6年12月31日をもって任期満了のため、その後任を推薦するためのものでございます。経歴については、次ページにつけておりますので、御参照ください。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものであります。

住所、大字上須恵894番地5、氏名、高柳 裕美子、生年月日、昭和34年2月4日、任期、令和7年1月1日から令和9年12月31日。

令和6年9月6日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、大塚信夫氏が令和6年12月31日をもって任期満了のため、その後任を推薦するために提案するものであります。経歴については、次ページに付しておりますので、御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、諮問第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

次に、諮問第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、
原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後1時15分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会
の方は御集合願います。

次の本会議は、9月13日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後0時05分散会

令和6年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

令和6年9月13日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和6年9月13日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稲永 辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	今村 桂子
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	係長	吉開 英
----	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教 育 長	猪股 清貴	総務課長	諸石 豊
公園緑地課長	世利 昌信	こども家庭課長	吉川 聡士
地域振興課長	平山 幸治	都市整備課長	中牟田 健

福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
ま ち づ く り 課 長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 課 長 補 佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日は一般質問でございますけども、今日はたくさんの方が傍聴に来られております。どうか最後までお付き合いのほどよろしく願いいたします。それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより一問一答方式で行います。質問時間は答弁を含め1時間以内です。

順番に発言を認めます。7番、川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） おはようございます。7番、川口満浩です。

通告に従いまして、新たな公園に向けた整備計画はについて質問をさせていただきます。

佐谷の須恵町運動公園若杉の森が開園して二十数年となります。その間、野球、サッカー、ファミリーカイト、また休息の場として多くの町民が利用し、憩いの場となっています。

新原地区に新たに建設予定の、仮称ではございますが、ふれあい公園は若杉の森の広さに次ぐ新たな公園となり、ちなみに須恵町で一番広い公園が皿山公園で14ヘクタール、1万4,000平方メートルの広さを有しているそうです。

戻りますが、新たな公園は、近隣行政区に関わらず町民が待ち望んでいる多目的公園であります。誰もが安全・安心で快適に過ごし、身近な交流の場、憩いの場として公園の整備を進めてもらいたいものです。

令和3年6月定例議会の同僚議員による一般質問の回答において、町長は町民へのメッセージとして思いを伝えられています。しかし、新型コロナによる影響、財政状況、財政事情、住宅開発となかなか進まなかったのも現状であります。公園整備の凍結から4年半の歳月が経過しています。また、今年度から公園緑地課が新設されています。そこで、新たな公園に向けた整備計画について伺います。

1つ目に、ふれあい公園の整備事業については、平成25年から塵芥処理場跡の公園整備に向けて、測量設計及び関係機関との協議等を行い事業を進め、令和2年に盛土の造成工事まで終了をしています。現在、許可を得て一部の方が使用していますが、今後、公園整備していくお考えに変わりはないのかお聞きします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） おはようございます。それでは、ただいまの質問に従いましてお答えしていきたいと思います。

まず、ふれあい公園の整備につきましてですが、山の神グラウンドに町立アザレア幼稚園の建設がなされたことにより、山の神グラウンドの代替地として、新原区内の塵芥処理場跡地に平成25年度から公園整備に向けて造成工事を進めておりました。ところが、令和2年度当初にコロナ禍による財政悪化の懸念により中断、続く令和3年度、4年度と引き続き中断していたところでございます。その間、町長報告、一般質問等により経過報告させていただいているところもございますので、そのところは割愛させていただいて、今回は、それ以降の状況について質問に沿ってお答えさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、今後、公園整備していく考えに変わりはないかという御質問です。

令和2年度当初予算では、事務所管課であるまちづくり課にて、実施設計業務委託費を計上し事業を進めておりましたが、先ほど申しましたとおり、コロナ禍に見舞われて中断しているところでございます。ようやくコロナが収束したこともあり、このふれあい公園の完成を大きな目標、目的の一つとして、公園整備に専念するよう本年4月から公園緑地課が設置されました。公園整備を推進する考えは、以前と全く変わりません。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 公園整備を行うことに依然として変わりはないということの御回答でございますので、冒頭にも申し上げましたが、同僚議員による一般質問の回答で、当時の整備計画として親子ふれあい広場、駐車場、その周辺を園路整備し、遊具としてはトリム遊具、健康遊具については周辺に設置する予定とした内容の回答で、すばらしい計画を立てられていたようです。安全面を含め、このような理解でよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） ただいまの質問の中で、令和3年6月に回答した内容だと思いますけれども、ベースとしては多目的公園、それから親子ふれあい広場、それから周回の道路、そちらのほうをベースとして、できる限りそういった考えの下に、今後、設計のほうを進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 以前の考え方、方向性を重視するということだと思います。

次の質問に移りますが、この公園整備事業に関して、現在、事業ストップしているわけではございますが、今年度、当然予算は上がっていないわけなんですけれども、事業の今妨げになっているということはあるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（松山 力弥） 世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） ただいまの御質問、事業の妨げになっていることはないかということでございます。妨げということではございませんが、令和4年度の末頃より、ＪＲの新原駅裏、大福池のふちで５ヘクタール弱の大規模な宅地分譲開発計画が具体化してきました。その中で、開発区域内道路として、宇美町のＪＲ大名坂踏切付近から、ふれあい公園の計画上の進入路となる箇所を結ぶ道路が計画されています。この道路が完成すれば、町道新原・新生線のバイパスの役割を果たし、長年の懸案事項である新原駅前箇所の渋滞解消、歩行者の安全を確保することとなります。

ところが、この道路の経路はふれあい公園に隣接し、公園の進入路に重複するなどかなりの部分が公園に関与するため、公園の実施計画着手はこの道路の位置、高さ等の詳細が確定してからになります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（７番 川口 満浩） 当時はコロナのこともあって、その後、感染症法上５類に下がったと、それと、今、お話がありましたように住宅開発、これは歩道を含めた９メートルの道路事情とか公園、その辺は住民のほうに説明等々はありましたので、現状かなり進んでいるのではないかと思います。ある程度、皆さんも把握されている面もあるかと思いますし、確定している面も出てきていると思いますので、その辺が分かれば早期に取りかかっていたきたいなというふうに思うところであります。

そもそもふれあい公園は、当初の段階で町民に対して公園整備事業の計画等の説明がなされておりまして、この計画等変更の中止の件については、その都度、区長へ口頭で伝えてあると、もっと町民のほうにも伝えるべきではなかったかなと思うんですけども、それを踏まえて、町民の方に対して状況報告や説明、これを行う機会を設けていただける考えはありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） これは３番目の質問に回答するという形でよろしいでしょうか。では、質問に答えさせていただきます。

ただいま申されました状況報告だけでは、住民の方に集まっていたいで説明会等は考えてございません。設計が完了しレイアウトが示せるようになれば、地元説明会を開きたいと考えております。

また、先ほど申されましたように、今後も何か状況に変化があれば、適宜地元区長さんに報告をさせていただきますし、先ほど説明した内容、開発の内容ですけども、こちらの内容については、本年２月に地元での開発説明会において、町のほうから状況のほうを報告させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） ぜひともその説明会、話が進めば、計画がそこでも進めば開催していただきたいと思います。

これは須恵町の公園でもありますので、個人的には区長会とかそういう機会のときにこういう説明をするという機会を設けてもいいのではないかと思いますので、そこら辺も受け止めていただきたいと思います。

設けていただきたいのが、結局、計画が4年半も空いて頓挫している状況でもありますので、何か設計なり進めば状況報告とか説明の機会を早期に開いていただいて、その機会のときでもいいですけど、次の質問ですが、公園整備工事の設計管理体制など計画が進めば、議員、町民の声としてアイデア、アンケートを取り、その一部を反映させる、このようなお考えはありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） お答えいたします。

このふれあい公園が立地します場所につきましては、塵芥処理場跡地であること、また、高速道路に隣接するなどのもろもろの制約を受けるところでございますし、先ほど申しました新設道路も隣接する関係上、設計に関しては行政のほうで行いたいと考えております。設計に関しては、住民の方の聴取等は考えておりませんが、完成予想図ができれば、広報やホームページ上にお示ししたいと考えております。

また、先ほど申しました説明会等で意見等が出れば、考慮に入れさせていただきたいと考えております。

それから、今、申されました議会等、それから区長会等の説明でございますけれども、議会に関しましては、当然、これから予算等も上げなければいけない時期が来ますので、お諮りすることは今から多々あると思いますので、その都度説明させていただきますし、区長会におきましても、それなりのお示しできる図面等ができましたら、経過報告といいますか、説明のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） ぜひとも進めていただきたいと思いますし、町民の声を取り入れた公園、そういう公園づくりもよいのではないかなというふうに私は考えるところであります。

現在の公園は昔と異なり、今、新原のほうで、先ほど住宅開発ということをちょっと話されましたけども、2月に説明があつて、そのときに、当然そこにも公園はあるんですけども、その公

園の図面に通常のブランコとか鉄棒とか滑り台とかは従来のものしかなくて、そのときも地域の方からこんなものは要らないよと、もう時代は変わっているんだからというふうな声が出ていたものですから、現在の公園というのは昔と異なり、時代の変化や多様化するニーズに対応する必要があるようです。

環境基盤である緑と居心地がよく、誰もが安全・安心で快適に過ごせるオープンスペースの確保が求められているようです。アイデアを出し合って取り組んでいただきたいなというふうに考えるところであります。

最後の質問ですが、第7次須恵町総合計画基本構想では、町民アンケートが実施され、住み続けるために重要視する項目で、子育て世帯は公園・緑地を重視する傾向が見られます。満足度、重要度の分析では、子どもが遊べ、日常の健康づくりに使える身近な公園の整備や公園内やトイレ等のバリアフリー化の優先度が高くなっているという分析結果が公表されております。

ふれあい公園も若杉の森、皿山公園同様、須恵町の憩いの公園にしたいものですが、かなりの費用がかかると思われます。

5番目の質問ですが、厳しい財政状況の中です。優先順位はありますが、いつ頃からか取り組むことができるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） それでは、公園の整備について、いつ頃から取り組むことができるのかということですが、先ほどから申しましておりますように、担当課といたしましては、先ほど申しましたように、開発道路のめどが立てば即実施設計に着手したいというふうに考えております。なお、設計が終わった後の施工に関しては、施工期間はおおむね2年ほどかかるのではないかと考えております。

また、先ほど議員がおっしゃっていましたが緑とかオープンスペースとかいう言葉ですが、当然、都市公園法とか都市緑化法とかがありますので、そちらのほうの公園設計指針に沿って、設計に入ればそこを考慮しながら設計のほうが進んでいくように考えております。

かといって、緑、緑と出てきますけども、限られた面積でございますので、あまりにも緑を重視してしまいますと、緑に覆われてしまって遊ぶスペースがなくなるのではないかと思いますので、その辺のバランスも考慮しながら設計のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この新原の多目的に開発している公園について、内容については、今、課長が言ったとおりなんですけれども、総称して、この新原の公園、これについては、当時、焼却場があった段階から、新原の日の出組合の方々から、もしなくなったとき、移転したときは公共

性の高い、みんなが利便性の高いものを造ってくれんかということも要望があっていたんです。

それと、まちづくりの中で、要するにアザレア幼稚園を建てる場所がなかったということで、山の神のほうのグラウンドで、あちらの行政区に集まっていたいて、ここに建てたいと。その代替として、こういった形で公園を造るんだということで、前任の町長が約束された項目でございます。

ですから、この公園を建設までちょっと長くなってますけども、造らないということじゃないんです。さっきから、るる担当課長が言ったように、基本計画に入ったらコロナが始まったとか、それと、実際あそこは制約があって、町民の皆さんが喜んでもらう公園にするためにはちょっとした知恵も必要で、そうこうする中で新原区の大型開発が起きてきたと。この中で、私のほうから開発部局、そして上下水道、いろんな担当課に言ったのが、もともと新原区のほうから入っていた道路の問題。これについても私のほうから言明したのが、9メートル道路がないと開発を下ろさんと。そうすることによって、新原の町民の方々、児童、生徒の皆さんの安全確保をやりたいたいということで現在まで至ったわけです。

その中で、川口議員がおっしゃる内容には、前から説明した内容をお尋ねになっている内容でございますので、きちんとやっていきます。ただ、いつ造るというのが、まず公園というよりも新原区の優位性を考えると、開発の中できちんとした道路を造らせると。それをバックアップした上で、その上で公園の設計を再編し直す必要がありますので、もうしばらく待っていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 改めて町長のほうからそういうお言葉をいただきまして、以前、同僚議員が質問したときも、そういう喜んでもらえる公園を造りたいんだというふうに示されてありましたが、改めてそういう思いを伝えていただいたということに大きな意味があるんじゃないかと思います。

このふれあい公園が居心地がよく、歩きたくなる町の一つとして、須恵町の一翼を担えばというふうに私は思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これで、川口満浩君の一般質問を終結します。

終わります。終結しますということです。御苦労さんでした。

○議長（松山 力弥） 続きまして、6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 6番、稲永辰己でございます。通告書に従い質問いたします。

命を守るAEDの設置状況はということについて伺いたいと思います。

AEDの機械のことについては皆さん御存じだと思いますので、機械の説明は割愛させていただきたいと思います。

AEDは、心肺停止状態になられた方の救急車が到着するまでの救急医療ということを行うものです。それで、須恵町では自主防災組織の設立や防災備品庫の設置など、防災についての対策は進んでいると思います。しかしながら、命を守るための環境整備についてはいかがでしょうか。現在建設中の中部防災センターに自動体外式除細動器（AED）の設置はないとのことでした。

そこで、命を守るAEDの設置状況について伺います。

令和3年度にAEDを購入してあります。これは更新時期が来たので購入されたものと思いますが、購入したAEDの保守点検や作動確認等は行ってありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 今、議員のほうから若干説明がありましたが、既に皆さん御承知のことと思いますが、まず最初にAEDについて簡単に説明差し上げた後に、各質問にお答えさせていただきたいと思います。

AEDとは、Automated External Defibrillatorの略称で、日本語では自動体外式除細動器といいます。除細動とは、不静脈などによって心臓がけいれんしている状態に対して電気ショックを行い、心臓を正常な動作に戻すことを指します。よく止まった心臓を電気ショックで動かすものと誤解されがちでございますが、正しくはけいれんした心臓を電気ショックで一時停止させ、通常の拍動に再開を促すものでございます。

この除細動を一般住民、非医療従事者でも簡単に使用できるようにした機器がAEDとなります。音声ガイダンスによる指示や電気ショックが必要かの判断もAEDが行いますので、医療従事者がいなくても適切な救命措置が行えるものでございます。

それでは、御質問の保守点検や動作確認についてでございますが、AEDは試験使用ができない構造のため、メーカーが定めた使用期限に基づいてパッドやバッテリー交換等の保守点検を実施しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） これをお尋ねしたのが、どこでそういうことが起きたというのはちょっと記憶しておりませんが、実際に消防署員の方がAEDを使ったときに作動しなかったという事案があったということで、それは多分バッテリー切れとかそういうことだったんだろうと思いますけど、その点については町のほうでちゃんと保守点検をされてあるということですので、大丈夫かなと思いました。

続きまして、購入時にAEDの設置基準や機種を選定する上で使用基準等はありませんでしたでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） すみません、2問目の質問の前に、作動しなかったという報告があったということですが、すみません、場所について確認したいんですが。町内であったかどうか。

○議長（松山 力弥） 反問権でございますけれども、許可いたします。稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 町内ではございません。何かの報告書の中にそういうことが書いてあったのを記憶しておるということで、事案としてそういうことがあったのかなというふうに理解しております。

○議長（松山 力弥） この件はよろしいですね。

○総務課長（諸石 豊） はい。ちなみに須恵町ではそういった事案は行っていないというふうに、今のところは確認しております。

それでは次の質問でございます。

AEDの設置基準や機種を選定する上での使用基準はということでございます。一般財団法人日本救急医療財団作成のガイドラインによりますと、AEDの設置が推奨される施設の具体例としまして、駅、空港、長距離バスターミナル、高速道路のサービスエリア、道の駅、それから旅客機、長距離列車、長距離旅客船等の長距離輸送機関、スポーツジム及びスポーツ関連施設、デパート、スーパーマーケット、飲食店などを含む大規模な商業施設、多数集客施設、それから、市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設、交番、消防署等、高齢者のための介護福祉施設、学校、会社、工場、作業場、遊興施設、大規模なホテル、コンベンションセンターなどになります。

使用基準につきましては、AEDが医療機器であるため、心停止事案に関しては、AEDの動作指示に従って使用することになっております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） AEDの使用基準のところなんですけれども、気になったのが、寒冷地仕様というのが、結構AEDが金額が高いというふうに聞いたんです。ですから、いろんなメーカーとかがAEDを作られてあると思うんですけれども、その中で須恵町に合うような、気候に合うような基準でされているのかなということをちょっと気になったもので、使用基準ということでちょっとお尋ねをしたところでございます。

続きまして、3の須恵町のホームページ上で確認できるAEDの設置場所は公共施設の12か

所のみですが、高校や幼稚園、民間などを含めると、かなりのAEDが設置されているようです。須恵町におけるAED設置情報をマップに落とし込むなど、町民が分かりやすく閲覧できるシステムづくりの考えはありますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 医療機器であるAEDは、適正な管理、点検が必要条件であるため、町が管理していないAEDまで現在のホームページ上の地図に落とし込むことは考えておりませんが、既に厚生労働省において一般財団法人日本緊急医療財団に対して、全国のAED設置状況を分かりやすく公開することを促し、同財団が全国AEDマップを公開しております。須恵町としましては、全国AEDマップの利用を周知することがよい方法であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 一応私の考えとしましては、須恵町のホームページ上にそれがリンクできるような形を取っていただければいいのかなと思いますし、これはもう次の質問に入ってしまうようなことなんですけれども、ホームページでAEDの設置場所ということで町のホームページを検索しますと、町内のAEDの設置場所について、AEDとは、心室細動という致命的な不整脈による突然の心肺停止状態になった心臓に対し電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。心肺停止状態はいつでもどこでも起こる可能性があります。体育の授業中やスポーツの最中に大切な友人やチームメイトが倒れるかもしれません。町内各所にAEDを設置していますので、ぜひ御活用くださいというふうな文言で紹介されてあります。

ここで私が言いたいのが、心肺停止状態はいつでもどこでも起こり得る可能性があるということで、そういったものが町内各地に設置していますということで紹介してあるところを考えますと、やはり須恵町のホームページ上に設置されているところを、町民の方がどこに置いてあるというのが分かるようにしていただけるのがいいのかなというふうに感じております。

次に、災害から身を守ることや大切な命を救うための訓練や講習は重要と考えますが、自主防災組織において格差があるように感じます。自主防災組織間で共通認識としての情報共有は行っていますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 日本におきましては、2004年7月に一般住民へのAED使用が認められて20年が経っております。須恵町の自主防災組織が結成される15年ほど前のことになりますが、この間に各地域や職域で日赤や消防署員指導の下、AED講習が行われております。

須恵町におきましても自主防災組織の事業やコミュニティー事業として、今も不定期ではあり

ますが、地元南部消防署に指導をいただき、訓練用ＡＥＤを使用して訓練をしております。その中でリーダーシップを発揮して事業を実施していらっしゃるのが自主防災組織の会長さんであったり、行政区長さんであったりしますので、その都度情報交換はされておりますが、ＡＥＤの情報交換、共有についてはこちらのほうでは把握はしておりません。

参考までですが、今は自動車運転免許取得の際に義務づけられている応急救護講習の項目の中にもＡＥＤ講習が含まれているということです。このことからしますと、正確な数字は把握しておりませんが、ＡＥＤが一般に使用できるようになった２０年前からしますと、ＡＥＤ講習、訓練の経験者は毎年増えているものと判断しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（６番 稲永 辰己） 一応、自主防災組織間での共通認識としての情報共有ということで、組織間で格差があるかなという印象を受けます。私が言いたかったのが、ＡＥＤは突然倒れた人を救える応急処置として最も有効と考えますが、いざ目の前でそのような状況が発生したときに、ＡＥＤがあっても使えないとなると本末転倒でございます。

また、ＡＥＤは胸に直接パッドを貼って使用するものなので、衣服を脱がす必要があり、女性の傷病者に対し使用をためらう男性もおられるとのことで、ＡＥＤとセットで三角巾をセットで準備されている自治体があるようです。そういったことを含めて、情報共有というのを行っていただければ、誰でも使えるＡＥＤになるのではないかというふうに考えております。

続きまして、町内にある２４時間営業のコンビニエンスストア等のＡＥＤ設置状況について伺います。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） コンビニエンスストア等のＡＥＤ設置状況は、こちらのほうで把握はしておりません。先ほど説明しました日本緊急医療財団の全国ＡＥＤマップのほうにも記載がない状況でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（６番 稲永 辰己） これをお尋ねした理由は、中嶋町政のときに、田ノ上議員がＡＥＤのことについて質問された経緯がございまして、回答としまして、ＡＥＤをコンビニに置いていただくことが可能かどうか、幾つものコンビニ会社があるわけでございますので、それらに対し打診をしていきたいというふうに思っております。施設が夜間とか土日は閉まっております、さっと行けない状況でありますので、コンビニが一番いいのかなと。だから、コンビニは今までのコンビニだけじゃない新しいコンビニの機能というのが出てくるのではなかろうかと思ってお

ります。これについては、コンビニのほうに働きかけをしていきたいと思いますという回答でございましたので、実際にされたのかなということで、コンビニエンスストアの経営者の方にお尋ねに行って回答をもらったのが、社会貢献のために自己負担でAEDをつけるのはちょっと難しいという回答がありました。

何でこれを言いたいかというと、先ほどのホームページに載っていました「いつでもどこでも」の「いつでも」の部分にかかる部分が24時間営業の店舗になるのではないかなというふうに考えております。ですので、1件、24時間営業店舗に置いてあるところも確認してまいりました。トライアルさんにはAEDが設置してあります。あとはちょっと確認ができておりませんが、そういったところで、町のほうでもそういった情報の把握というのををしていただければなというふうに考えております。

次に、地域防災と救急救命は次元が違うのかもしれませんが、公共施設にAEDを設置された経緯があるように、避難所としての機能を有し、町民の交流の場である公民館等や24時間営業店舗に命を救うためのAEDの設置の考えはありますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 町としましては、先ほど説明しました目安となるガイドラインに沿った施設への設置は完了していると考えております。比較的規模の大きな中央公民館であるアザレアホール須恵には設置をしております。

それから、過去にコンビニエンスストアへAEDの設置について打診をした経緯はございますが、思うような協力を得られず、企業努力に委ねるしかない面があるというふうに認識をしております。

各行政区の公民館につきましては、閉館している時間が多いため、これまでに歴代の区長様の中には検討していただいた経緯はあるようですが、設置には至っていないようでございます。今後、公民館にAEDを設置希望の行政区等があれば、自主防災の補助金や分館助成金を有効に活用していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） もしできることでありましたら、行政の公共施設にAEDを設置して、実際設置してありますので、行政のほうから24時間営業店舗に貸与というような形でAEDの設置をお願いできたらと思います。

なぜかといいますと、1台30万円、1回使えば終わり、5年ごとに更新していかないとけないというふうなことを聞いておりますので、そういったことの個人負担はかなりきついのかないというふうに印象を持ちました。それで、個人負担というのは結構経営者としてはきついよとい

うことで意見を聞いておりますので、そういったところを含めて、AEDの設置というのをやっていただきたいなというふうに思います。

命を守るAEDのことを一人でも多くの町民が知っていただける情報発信や、AEDを扱えるための講習、訓練の実施を切にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） これで、稲永辰己君の一般質問を終結します。お疲れさんです。

○議長（松山 力弥） 続きまして、11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 11番、今村桂子です。通告に従い、子ども発達相談の取組はとの質問をさせていただきます。

療育については、白水議員、川原議員が先般質問をされましたが、今回は療育の中の子ども発達相談の取組について主に質問をさせていただきます。

子ども発達相談室については、2年前に議会広報で取材に行かせていただいた経緯がございます。須恵町は早くから療育に取り組んでこられ、いち早くことばの教室をスタートし、平成13年には須恵町子ども発達相談事業を開始されています。その後、ことばの教室を統合、令和4年度より須恵中学校に移転をされております。

現在、小中学校の特別支援学級は年々増加傾向にありますが、その中には早期に療育に取り組むことが重要な事例もあります。そこで、就学前の子ども発達相談について、質問要旨1、2と一緒に質問させていただきます。

療育が必要な子どもをどのような事業で支援につなげていますか、また、相談にはどのくらいの人が訪れていますか、健診などから支援につながれた人数をお聞きします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） お答えします。

まず、須恵町の発達相談について御説明したいというふうに思います。

須恵町におきましては、未就学のお子さんの言葉に関する悩みや情緒面、発達面に関する御心配をお持ちの方に対しまして、子ども発達相談室にて相談を受けることができます。スタッフは臨床心理士や言語聴覚士等の資格を持った専門スタッフで、お子さんの特徴や状況に応じまして検査の実施や療育訓練を受けることができます。

発達相談につながる機会がある事業につきましては、主に1歳6か月児健診、それから3歳児健診、巡回発達相談と窓口相談がございます。

令和5年度の実績といたしまして、3歳児健診の受診件数が年間で250件ございまして、その健診時に行っています臨床心理士による何でも相談において、発達の相談をされた件数が45件ございました。巡回発達相談は町内6園を保健師、臨床心理士、療育指導員が訪問いたし

まして、園児の相談を受けておるということです。その発達相談が３８件ございました。町の療育に新規につながった件数は３３件ということでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） １歳児半と３歳児健診、巡回とかいろいろな面でたくさんの子どもたちを支援につなげてあるなということを感じました。

そんな中で、巡回発達相談についてお聞きをいたします。

巡回発達相談は、町内の保育園、幼稚園、幼児園などを巡回して、事前に園から提出された気になっている子どもの様子を観察したり、発達相談後や３歳児健診後の経過観察時などの経過観察や関わり方の検討を行っております。

午前は保育の様子を観察し、午後は担任の先生とのカンファレンスを行い、詳しい観察、検査、相談の必要性がある子どもに対しては、園より保護者へ発達相談の紹介をしてもらうことになりました。

先ほどる説明をしていただきましたが、町営のときは連携を密に取りスムーズに行われていました。２園の幼児園が民営化されましたが、その後、巡回発達相談はスムーズに行われていいますか、質問いたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） 御説明ありがとうございます。巡回発達相談ですけれども、民営化された２園もこれまでどおり継続して実施をしております。

それから、園には事前に要望などそういったものを確認しまして、円滑に事業が進められるよう行っておるということでございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 民営化された後もスムーズに行われているということで安心をいたしました。

次に、療育事業についてお聞きをいたします。

療育事業の現状、定員、通所の人数、１人当たりの時間・回数、先生の資格と人数などについてお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） 療育事業の定員は９０名で、８月末の通所の人数は７１名でございます。

１人当たりの時間は９０分程度で、月に２回から３回行っております。

療育スタッフについてですけれども、スタッフは言語聴覚士、作業療法士、特別支援学校教諭、

幼稚園教諭等の資格を有しておりまして、職員1名、会計年度任用職員のフルタイム2名、パートタイム6名で療育事業を行っております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 資格を持った先生たちがいらっしゃるということで大変安心をしております。

療育事業ではどのようなことを行っているか、お聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） 療育事業につきましては、臨床心理士による面談を経まして、1対1の個別療育を行っております。日々の生活がより過ごしやすくなるよう、それぞれの課題に合った支援を行っております。

また、グループ療育といたしまして小集団、小さな集団での活動で成功体験を積み、幼稚園、保育園等への適応を促しておるということです。

療育内容につきましては、感覚統合療法を基に運動、言語、コミュニケーション、社会性、集団適応など様々な方法がございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 療育事業が進むことで、子どもたちがいい方向に導かれているんだろうと思っております。

令和5年度決算の事務事業分析検証報告書において、療育指導の枠が限られるため、その枠に入れない児童もいる。児童発達支援事業所との併用者は、発達相談の療育指導ではなく自発のほうへ行っていただくなど、できるだけ多くの人が発達相談の療育を受けられるよう工夫しているところである。施設整備や指導員の増加ができれば、さらに充実できると考えるというふうに報告をされております。

先ほどお話しされましたように、枠が90名ということでございますが、待機の状況についてお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） 待機の状況でございますけれども、臨床心理士によります相談、こちらについては少しお待ちいただくことがあるということです。

今年度につきましては、療育のほうは待機はございません。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 待機がなくなっているということで理解をいたしましたが、臨床心理士の先生に対しては数名が待機で指導を待っているということで理解をいたしました。

町の広報紙に資格を持った先生の募集が出ておりました。これは先生が足りないということだ

と思っておりますが、今後の先生の補充対策についてお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） 今後の補充対策ということで、現在、年度途中に退職による欠員が出ておまして、確かに1名募集中ではございます。ぜひ募集していただきたいなというふうには思っております。

現在の定員と指導者数で運営のバランスを取って行っておりますので、今後につきましては、状況によってバランスを取りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 補充ができるまではちょっと大変な状況であると思うんですが、今、言われましたようにバランスを取って運営しているということですので、少し大変ですけど頑張ってくださいなと思っております。

また、待機している子どもの民間へつなぐ流れを質問に出しておりました。現在、待機している子どもはいないとの答弁がありましたが、志免町にある民間の事業所に行かれています方もいると思います。現在、民間へはつながっていないのかをお聞きいたします。流れ等がありましたらその辺もお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） この相談室に相談を受けた場合、この場合は保護者の要望に応えられるように、うちの町の療育を受けることもあれば、民間の児童発達支援施設、そういったところにも御紹介という形でつないでおるという状況でございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 相談において、その子どもさんに合った状況の場所につないでいるということで理解いたしました。

須恵町の療育事業については、資格を持った素晴らしい先生たちがしっかりと対応していただき、大変評判がいいと聞いております。町営のよさが生きているところだと思います。糟屋郡の中でも民間委託をするところが増えてきておりますが、町長は民間委託については考えていらっしゃらないですね。その辺、須恵町の療育事業の民間委託の可能性についてお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） お褒めいただきありがとうございます。現在の須恵町の発達相談室、こちら先ほど言っていましたけれども、言語聴覚士、作業療法士等の有資格者で構成された実践経験豊富なスペシャリスト集団で運営しております。

民営化ということですが、民営化によりましてよい面があるかもしれませんが、一方で

営利目的によるサービスの低下、質の低下ということも考えられますので、現在のところ民営化ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回のお尋ねについては、発達相談とそれと療育事業の中身についてのお尋ねということで担当課長がお答えしたんですけども、今日は傍聴者の方々もいらっしゃいますから、発達相談そして療育と言われてもなかなか分かりにくいと思うんですけども、そこに至った流れを御説明したいんですけども、約もう30年近くなるんですけども、25、6年前ですか、私が福祉課長になって1年目のときにあったのは、ことばの教室です。聴覚障害者、それと吃音障害を持っているお子様方をあおば会館の2階のしばらく将棋クラブが使っていた研修室があるんです。そこで先生がやってたということです。

その中で、福祉課長をやっていて、今の療育の体制にするきっかけになったのが、福祉課長をやっているときに、お子様と保護者にとって一番最初の大きな難関が就学指導委員会であります。保育所、幼稚園を卒園する前に保育所の先生、あるいは幼稚園の先生、療育の先生、それと担当課長、学校が集まって、そのお子さんが通常学級に通えるのか通えないのか、養護学校なのか、特別支援学級なのか、通級教室なのかを判断するわけです。

そのシステムが、要するに行政内部でやっていたんですけども、専門家の意見というのはほとんどなかったんです。その中で、その当時、私、課長をしていた段階で、これはいかんと。保育所、幼稚園も含めて、やはり担任の先生、そして園長、それと担当課長あたりが、やっぱり通っていたらっしゃるお子さんにとって何がベストなのかというのを判断する中で、これは保健師を入れた形できちんと各園を回らせて、3歳までは、そのお子さん方がどういったタイプのお子さんなのかというのは分からないんです。多動であったりとか吃音があったりとか、自傷行為をするとかいろいろあるんですけども、だからといってそれが障害とは一概には判断できない。そういったことを発達相談の中で保護者の方々とコミュニケーションを取って、まず医療機関についていくと。

これも非常に最初は、課長をやっていてハードルが高かったんですけども、各園を回って保護者の方と会って、3歳前です。3歳ぐらいになったときに医療機関に行きませんか、激怒なさるんです。うちの子はまともやと。そこから始まっているんです。

発達相談は保健師が行きます。実際は保護者と話すのは担当課長が話し合って、実際、僕が言ってるのは、お父さん、お母さん、あなたたちはそれでいいとや。何もなかったらいいじゃないですかと。ただ1回目のハードルが保育所や幼稚園を卒業するときに来るんです。就学指導委員会と。それまで2年間あるんだと。その間に医療機関につないで、うちの保健師とか先生た

ちと話しながら、どこの学校に行きたいかという判断をやったほうがよくないですかということ
で起こしたのが発達相談。

その中で、明らかにいろんなパターンの障害を持っていらっしゃる方が出てくる。その当時は
なかったんですけども、小学校に上がった段階で療育、ことばの教室から発達相談、そして療育
をつくっていこうと。その中で、私がスタッフに言っていたのが、グレーを黒にするなど。その
判断は行政がやるんじゃない。医療機関の先生がやるんだと。そこまでやった上で就学指導委員
会にかけて、そのお子さんにとって何がベストなのかを判断していくんだと。

その上で養護学校と判定が出るときもあります。それでも、私、それから福祉課長から教育課
長になって教育長になっていったんですけども、その段階でも、なるべくその御家族が求められ
る体制をつくるために療育事業を起こしていつているんです。そのために人件費もかかっていま
す、さっき言ったように専門家のです。

だから、そういった形で、須恵町がやろうとしているのは色分けするためじゃなくて、要する
に皆さんが同じ土壌で頑張りたいというのであれば、そういった教育現場をつくりたいというこ
とでやっているのがこの事業です。ですから、将来どうなるか分かりませんが、私はそうい
った思いを二十数年しながら、教育長をしながらその体制を整えてきましたので、民営化とかは
考えていません。私がおる間は。

再度、担当課長たちもいるからこの場で宣言しますけども、現場に行きなさいと。現場に行っ
て保護者と話しなさいと。嫌な目にも遭うかもしれんけども、真正面から向き合わんと、そのお
子さんの未来が潰れるんです。その時点で、私、保護者の方から訴えるとまで言われたこともあ
ります。でも、その子が小学校まで行きました、公立に。でも、分かっていたいて中学校から
療育に行って高校まで行かれたんです。その子が今立派に社会人として自分のできることで頑張
っています。そういったことをやるのが、ことばの教室から派生した発達相談、そして療育だろ
うと思っています。

須恵町というのは、そういった人たちを一人でも、須恵町でよかったと言ってもらえるような
教育現場にしたいと思っていますので、これからも御協力いただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 今、福祉課長のときからのお話をしていただきまして、須恵町に
おいては、子どもにとって何がベストかを常に考えながら、専門家の意見を聞いて一人一人を大
切にしているという思いも伝わってまいりました。

須恵町においては、専門家を中心に様々な療育が行われておりまして、大変評判もいいところ
ですし、皆さんからは絶対民営化をしてほしくないという意見も出ていると思います。それに対

して、町長が今はっきりと民営化はしないと書いていただきまして、安心をいたしました。これからは須恵町の子どもたちにとって本当にベストで、一人一人が生き生きと育つような町にしていきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これで、今村桂子君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） ここで休憩に入ります。

再開を11時10分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、白水春夫男。

○議員（3番 白水 春夫） 3番、白水春夫です。通告書に従って、ひきこもりと8050問題を質問いたします。

2023年4月よりマスク着用緩和、コロナ5類へ移行などアフターコロナに突入していますが、元の生活に戻ると言いながら、依然として約4割の人が日常的に孤独を感じているそうです。特に子どもたちの学校生活はコロナ禍の間、行動制限などで窮屈な時間を過ごしたに違いありません。その保護者も何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因により、子どもに対する虐待などで子どもが不登校になる一因をつくるおそれもあります。

中学校においては、遊び・非行のような事例も含まれており、個々の児童生徒が不登校となる割合が高い状況にあります。その不登校が要因で、後にひきこもりに発展する可能性はゼロではないと思います。

それでは質問に入ります。

子どものひきこもり、特に不登校からなるひきこもりの子どもの実態と、須恵町として、このひきこもりの方の対応策はどのようにされているかお尋ねします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 御質問は2つの内容からなると理解しております。一つは、不登校からなるひきこもりの実態について、もう一つは、不登校からなるひきこもりの方への対応策について。

では、1点目の不登校からなるひきこもりの実態についてお答えいたします。

学校におきましては、平成28年に成立した教育機会確保法に基づく基本方針が翌平成29年

に策定され、その中で、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援をすること、その際、学校への登校という結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的自立を目指すとの方針が明確にされました。つまり、不登校問題に対しては、何の支援も受けられない児童生徒を生まないということが重要であります。

その点から、須恵町の児童生徒の状況を見ますと、不登校の定義に当てはまる児童生徒の全てが何らかの教育的支援、福祉的支援を受けており、ひきこもりとの関連は把握をしておりません。

次に、対応策についてですが、今、申し上げましたとおり支援を受けていない児童生徒を生まないという方針の下、こども家庭課や児童相談所等との他機関とも連携、協力しながら、対象者の社会的自立に向けて支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3 番 白水 春夫） 先ほどの質問、よく分かりました。

相談員の先生たちやスクールソーシャルワーカーの方の支援によって、須恵町の子どもの不登校からなるひきこもりが見当たらないということで安心はしました。ただ、今後もこの不登校の児童生徒の状況などを注視されますようお願いいたします。

先ほど述べましたように、不登校と似ているものとしてはひきこもりがあります。ひきこもりの定義は、厚生労働省は、様々な要因の結果として社会的参加、就学、就労、家庭外での交流などを回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象、概念とされています。

そもそも不登校とは学校に関わる言葉ですから、学校に在籍していない人には適用されません。一方で、ひきこもりは学歴以上の年齢の人が含まれます。期間についても、不登校は30日以上学校の欠席であるのに対して、ひきこもりの条件は6か月以上といった違いがあります。

また、ひきこもりの場合は、社会参加を拒絶しているものも大きな特徴であると言えます。不登校には社会参加についての条件はなく、学校へ行っていないくても何らかの形で他者と関わりを持っていることもあります。

そして、全国でひきこもり者数は、推測で146万人いると言われています。ひきこもり自体には年齢は関係ありません。

では、次の質問に入ります。

大人、成人した人のひきこもりの実態が分かりづらい原因として、親の介護や親の世間体を気にしてひきこもりを隠していることがあり、その親の影響によって自立が妨げられていることがひきこもりになっている方もいると思います。そういう方に対して、町として支援策はありますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内 ひとみ） 私のほうからお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるように、親が起因となりひきこもりとなることもあるかと思いますが、ひきこもりの原因は様々です。ひきこもりが長期化すると、家庭内暴力や経済的困窮等の2次的な問題が発生することもあります。

御相談があった場合は、まずお話を伺い、専門の機関や福岡県粕屋町にあります自立相談支援事務所、困りごと相談室につなげることで支援を行っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 理解しました。個々の家庭事情があるので難しい課題だと分かります。

内閣府が2019年に調査した結果、特に40歳から64歳でひきこもり状態にある方の数は、全国で61万3,000人いると推測されています。これが先ほど言った、後に8050問題に発展するおそれがあります。近年、社会問題視されている課題です。

8050問題は皆さん御存じかと思いますが、80代の親が50代の子どもの生活を支えるために、経済的にも精神的にも強い負担をも請け負うという社会問題です。

大人のひきこもりは様々な要因でなる方もいますが、特に仕事を始めて人間関係などで退職して失敗体験があるため、次の仕事に就けずにそのままひきこもりになるパターンが一番多いという結果が出ています。

では、次の質問に入ります。

国の事業によってひきこもり支援推進事業が行われていて、現在、全国でひきこもり支援センターが設置され、必要な支援を受けられるようになっていますが、町としてこのような事業を活用されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内 ひとみ） 先ほどの回答と重複しますが、相談を受けた場合には、専門的な知識を持った方の力添えが必要だと考えております。そのため、専門的な知識を持った職員が配置されている専門機関である福岡県ひきこもり地域支援センターにつなげるようしております。

また、令和5年度には、福岡県ひきこもり地域支援センターが実施しておりますひきこもり相談会を庁舎内で実施し、支援の窓口を拡充しております。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） そういう方々は引き続き支援をお願いしたいと思います。

では、最後の質問になりますが、少子化、高齢化や人口減少など、社会環境が変化する中で価

価値観の多様化などが進み、人と人とのつながりや地域に対する関心が薄れていると感じます。須恵町も、今年3月に作成された総合的な計画である須恵町高齢者保健福祉計画の中に、高齢者の保健福祉の充実と地域共生社会の実現を目指すため、須恵町障がい児福祉計画と一体的に策定するものであり、2つの計画を須恵町福祉計画として位置づけ、総合的に取組を推進していきます。

また、計画策定の背景に、高齢化の進行と併せて核家族化の進行、高齢単身者の増加、働き方・生活様式の変化等により、これまでなかった課題を抱える世帯も増えつつありますと記載されています。

国も、令和2年6月に改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の構築を推進するために、重層的支援体制整備事業が創設されています。町としても、相談支援や地域づくり事業などが連携しながら実施されていると思いますが、この事業に関して、町の全体像を聞かせてください。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内 ひとみ） まず、重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、子ども、障害、高齢、生活困窮等といった分野別の相談支援体制では対応し切れないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築するため相談支援事業、参加支援事業、地域づくり支援事業を一体的に実施するものでございます。

相談支援事業につきましては、先ほどの回答でも述べておりますように、相談内容に応じて必要な専門機関につなげることに加え、相談の複雑化・複合化に対応するために、関係各課と連携した支援に努めてまいります。

参加支援事業につきましては、今後も困りごと相談室や福岡県ひきこもり地域支援センターと連携し、様々な福祉サービスや医療機関、地域の交流の場等の地域の社会資源につなげてまいります。

地域づくり支援事業としては、高齢者対応として、町主導のわくわくデイサロン、行政区が行っている行政区ミニデイサービス等を開催しております。また、悩みを抱える方などが気軽に話せる場として、共生のまちづくり推進協議会主導で毎月1回、傾聴カフェを開催しておりますので、より多くの皆様に活用していただきたいと思いますと考えております。

町では地域福祉計画を、社会福祉協議会においては地域福祉活動計画をそれぞれ策定し、「ともに思い ともに創り ともに生きる 福祉のまちづくり」を基本理念として連携し、地域福祉の推進に取り組んでいるところでございます。

全ての方々が住み慣れた須恵町で末長く安心して、自分らしい生活を続けていくことができる

よう、行政と地域関係団体等との連携を図ってまいりますので、今後も皆様方の御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（３番 白水 春夫） 貴重な答弁いただきありがとうございますありがとうございました。

ひきこもりと８０５０問題は関係性があり、２０１７年に４０歳以上でひきこもっている方の人数が把握されるようになったきっかけで、高齢者の親がその子どもを面倒見るため、困窮した生活を送っていることも分かりました。

私の友人も、大学卒業して何不自由なく生活していましたが、就職した先で人間関係で退職。そのままひきこもりになり、まさに８０歳の親が５０歳の本人を見守っている状態でした。私も何回も訪ねましたが、本人も聞く耳持たず、挙げ句の果てには精神的におかしくなり、精神病院に入り音信不通になりました。最初のひきこもりの時点で何かしらサポートできればと考えてしまいました。

いつ、誰が、このようなことが起きるかは分かりません。少子高齢化社会だからこそ、必要な包括的な支援をさらに押し続けていただくことを期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、白水春夫君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 続きまして、１３番、田ノ上真君。

○議員（１３番 田ノ上 真） おはようございます。１３番、田ノ上でございます。通告に従いまして質問いたします。

須恵町国際交流協会が活動を停止し解散状態になっています。残された役員の中から再設立準備委員会を結成しまして、不肖私が委員長でございます。３月末の活動停止以来、議論を重ねてまいりましたところ、先日、その素案がまとまり提言書として提出いたしました。しかし、書面の提出にとどまらず、議会の場で町長のお考えを伺いたく一般質問をさせていただきます。

質問に当たり、まず、その提言書の主張部分をそのまま引用させていただきます。

須恵町国際交流協会、Azalea International Exchange Society、通称AIESと呼んでおりますが、平成２０年の設立以来１６年の長きにわたり、須恵町民と外国人との交流活動を推進してまいりました。町民の意思と行動で続けてきた協会の活動でしたが、コロナ禍の影響による活動停滞や会員の高齢化等により事業の目的を果たすことが困難となり、令和６年３月末をもって、残念ながら活動停止に至りました。

しかしながら、日本社会の国際化の流れは進行しています。コロナ明けのインバウンドの回復、

外国人労働者の入国も再開されました。国内の労働力減少を補う外国人労働者の増加は、それを受け止める日本社会にも準備の必要性を感じさせます。社会を維持するためには、外国人の力が不可欠の時代になったと言えます。

既に雇用の面では、育成就労制度が導入される法改正が行われ、近年中にも施行されます。翻って、日本人の出生率は低下の一方で、人口減により社会の活力が奪われていくことは避けなければなりません。

須恵町においては、今のところ人口減ではありませんが、外国人の住民も増加の一途です。地域の生活圏において外国人と触れ合う機会も多くなりました。外国人も地域社会の一員として交流を深め合うことが大切です。

前協会は、町民、なかんずく子どもたちの目を世界に開き国際人として活躍できる一助となるよう活動してきました。それを発展させ、新生須恵町国際交流協会は、須恵町の自然、歴史、文化、産業、教育、地域の特性を生かした幅広い国際交流、国際理解活動及び外国人住民等の支援を推進します。

そして、町民の国際相互理解を深め、多文化共生社会の実現、国際社会に対応した開かれた魅力あるまちづくりに寄与することを目指し、町民、各種団体、企業、行政が一体となって事業を展開してまいります。

本年4月22日、須恵町はインドネシア国ガルト県と人材交流に関する協力覚書を締結しました。就労支援と文化交流を目的としたものですが、深刻化する企業や医療機関の人材不足に対応するものとして期待されます。

今後も諸外国とこのような協定を結ぶことが増加することと考えられます。そのとき、相手方に対し須恵町国際交流協会の外国人支援事業が力強い存在として映り、背中を押す働きを果たせるよう願ってやみません。

須恵町は地方創生の独自の中小企業支援事業として、株式会社S U E N O B A、S U E N O B A事業協同組合を設立し、経営に寄与してきました。大変ユニークな事業ですが、ここにS U E N O B Aというビジネス支援の事業に加え、須恵町国際交流協会の活動により、地域の参画もい tantu とより重層的な支援が可能となります。

少し説明を入れます。ここでの支援という文言は、外国人支援と企業支援の双方の意味を持たせています。

戻りますが、須恵町に縁した外国人に須恵町への愛着を抱いてもらい、地域に新たな風を起こすことができれば、新たな活力につながることを確信しますと、このような思いを記述いたしました。

この提言書の主張部分に続けて、組織と活動に関して少々具体的な提案を記述していますが、

そこから1点だけ申し上げたいと思います。それは組織に関してのものです。

今まで活動してきた前協会が活動停止に至った経緯は既に申し上げましたが、より本質的な部分でいうと、組織が脆弱であったからと言えます。新生須恵町国際交流協会は盤石な体制を期し、オール須恵町で取り組まなければ成り立たないと思えてなりません。

その素案も記述いたしました。そして、会長を託すべき人物は平松町長をおいてほかにはいないというのが、須恵町国際交流協会再設立準備委員会の総意でございます。町長御自身、須恵町の今後のまちづくりの中で、国際交流協会は必要とお考えいただいているのではと思います。しかし、再設立に際しては旧来のスタイルでの協会の活動を超えて新しく展開しなければ、まちづくりに効果があるとは思えません。町長のお立場で幅広く、また、深掘りして新生須恵町国際交流協会についてお考えを伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。船井ふるさと応援課長。

○ふるさと応援課長（船井 弘喜） それでは、新生須恵町国際交流協会について回答させていただきます。

須恵町国際交流協会設立当時の平成20年度につきましては、まだ技能実習制度が創設する前でございまして、今ほど外国人の数が多い状況ではありません。その後、平成24年頃から、深刻化する人手不足に対し外国人労働者への依存が強まり、全国的にも在留外国人が今増加している状況でございます。

須恵町における在留外国人の状況としましては、令和6年7月末現在で、須恵町の人口2万9,226人のうち4,050人、人口の1.36%となっております。内訳としまして、国籍ではベトナムが3割、中国が2割、韓国、インドネシア、フィリピンが1割となっております。

須恵町の人口の外国人の増加なんですけど、5年前から人口自体は約5,000人増加しておりますけども、そのうち1,240人が外国人ということで、約4人に1人の割合で外国人が増えている状況でございます。

在留資格としては、半数近くが技能実習と特定技能、いわゆる外国人労働者が占めておりまして、そのほとんどが地域の交流がないような状況でございます。

今後ますます在留外国人の増加が考えられる中、須恵町に住む在留外国人が須恵町に来てよかった、須恵町で働いてよかったと思える行政サービスを実施していくことも必要不可欠となっております。このことは、地域に暮らす住民との良好な関係性の構築、また町内企業の持続的な発展にもつながり、多文化共生社会の実現が図られると考えております。

議員御質問のとおり、再設立に向けて提言をいただいておりますが、この多文化共生社会の実現において、現在、町として外国人相談窓口の開設や日本語教室などの実施のほうを事業展開しておりますが、行政サービスだけでは行き届かない点がございます。そのため、国際交流協会の

重要性も感じております。そこに企業、地域、学校などの組織、そしてボランティアによる関わりも重要だと認識しております。

このように、国際交流協会の再設立は、いろいろな問題に対する多方面からのアプローチが必要となるような取組でなければならないと考えておりますので、それに向けた検討が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今、担当課長のほうから現在の状況を報告したんですけれども、国際交流協会、ちょうど私が教育長になったときに、前任の教育長さんのほうから国際交流協会をつくりたいんだと、その趣旨というのが、英語圏に対してお子さん方を、翼をくださいという事業を起こして、英語圏で活躍できるきっかけになる事業をやりたいんだということが、国際交流協会の一番最初の発端だったんです。

その後、それまで須恵町にはありませんでしたから、じゃあ国際交流協会をつくってくださいと、補助金出しますよという形の中で、国際交流協会ですから、年に3回イベントをやっていたいて、バーベキューとかいろんなことやっていただいて、クリスマスパーティーとかをやっていただいたんですけれども、そのときも須恵町の在留している就労の人たちを呼ぶというよりも、よその人たちにお願いして来てもらって、会員さんとの交流を図るというようなのがずっと続いていたということです。

歴代の会長さんが退任なさっていく中で、今回、昨年から国際交流協会のかじ取りがいなくなったと、趣旨とちょっと外れてきょうよなということでやめたいということでおっしゃって、私のところに來られたんですけれども、世の中の流れからいうと、この日本というのは、外国人を無視してこの国というのはやっていけません。

須恵町自体も、現に、先ほどおっしゃった株式会社SUENOB A、あるいはSUENOB A事業協同組合で特定技能とかを入れていますけれども、それ以外の企業の方々はもっとたくさん入っていていらっしゃるんです。そういった中で、国際交流協会が果たす役割というのが、当時の協会とこれからの協会というのは役割が変わってくるだろうなど。

その中で、あくまでもこの須恵町という自治体の中で働いていただける、いろんな他国籍の外国人の人たちが須恵町に来てよかったと思われる付加価値をつけ、その上で、彼らの健康状態とか生活状態とかそういったことも支援していく、そのことがこれから物すごく大事になっていくと思います。

先ほど、インドネシアガルト県との包括協定のことをおっしゃいましたが、コロナ前にベトナムのチャーヴィン省のほうと包括協定も結んでいます。それはコロナが明けた段階で、今現

在、本当に糟屋地区、福岡県も含めて日本全国で、要するに出ているのが、就労人口が減少していると。特にブルーカラーの部分です。全くいないという状況の中でこういった状況になっている。

その中で国際交流協会をやめるとおっしゃっても、これからつくらないかんのです。ただ、今の組織の状態は、田ノ上副議長よく御存じのとおり、我々が求める国際交流協会というのはなかなか難しいかなと。その補完的なサポート役としてお願いする部分があるかと思いますけども、先ほど田ノ上議員のお話を聞いていると、私の思いとよく似ている部分があって、そこまで分かっているらしい田ノ上議員が再設立準備委員会でやっぱり丸投げして行政でやれと、町長、お前が会長でやれというのはいかがなものかなと、ちょっと無責任過ぎるかなと思っております。

でも、行政として、私はこの国際交流協会というのは残すべきだと思っています。やり方というのは、今の国際交流協会の主たるメンバーの人たちに負荷をかけるつもりはありません。あくまでも行政として、これからどんどん増えていきます。須恵町が勧誘したと言ったらおかしいですけども、来た外国人だけじゃなくて、企業の人たちが連れて来られた外国人も含めて、わざわざ須恵町の企業を選んできているんですから、須恵町にこれから特定技能というのは5年間いるわけです。何で須恵町だったのかと、よかったなと思われるような交流というか、サポートをしていく。そして、彼らが自国に帰ったときに日本はいいと、須恵町はいいねと。その輪がどんどん広がることによって、須恵町の安定した労働力も含めて、文化交流も含めてやっていくべきだろうと思っています。

ですから、今現在、担当部署というのは就労の関係からいうと地域振興課とか、それ以外の特別部門ではふるさと応援課とか、まちづくり全体でいうとまちづくり課があるわけです。この問題というのは、町全体の課長会のほうで課長会の皆さんにお諮りしながら、こういった形で進めれば、今後増えていくであろう外国人の人たちをサポートできるのか、そのサポートした外国人の方々と、どうやればこの須恵町の町民の人たちが仲よく、お前らよかったね、来てよかったねと、こっちに来いとか、そういった交流になっていく中で、須恵町にいらっしゃる間安心して住める、須恵町民の皆さんも彼らと知り合ってよかったなと、今度行ってみようかなとか。その向こうに、先にやってしまいましたけども、ガルト県とかとは政治的にももうつながりましたので、そういった交流の中にもう一度落とし込んでいくことによって、須恵町のよさというのがアピールできると思っていますので、しっかりやりますけど、丸投げはやめてください。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 大変貴重な御答弁でありがたく思っております。もう全て分かっておいででございますので、もう他言要しないと、そういう気持ちでいっぱいでございます。

私は明るい未来を描いております。どうか須恵町の事業が、町長のお考えを含めていいものになっていくように願ってやみません。

これで私の質問を終わらせていただきます。お疲れさまでした。

○議長（松山 力弥） これにて、田ノ上真君の一般質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後１時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合をお願いします。

次の本会議は、９月２０日、午前１０時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時46分散会

令和6年 第3回(定例)須恵町議会 会議録(第3日)

令和6年9月20日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年9月20日 午前10時00分開会

- | | | |
|-------|------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第38号 | 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について |
| 日程第 2 | 議案第39号 | 令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第40号 | 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第46号 | 須恵町立認定こども園条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第47号 | 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第48号 | 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第49号 | 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第50号 | 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第51号 | 須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第55号 | 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第15 | 議案第56号 | 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第57号 | 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第58号 | 財産の取得について |
| 日程第18 | 議案第59号 | 財産の取得について |
| 日程第19 | 議案第58号 | 財産の取得について |
| 日程第20 | 議案第59号 | 財産の取得について |
| 日程第21 | 委員会の閉会中の継続調査について | |
| 日程第22 | 議員の派遣について | |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 38 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第 39 号 令和 5 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 40 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 41 号 令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 42 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 43 号 令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 44 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 46 号 須恵町立認定こども園条例の制定について
- 日程第 9 議案第 47 号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 48 号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 49 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 50 号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 51 号 須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 55 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 56 号 令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 57 号 令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 58 号 財産の取得について
- 日程第 18 議案第 59 号 財産の取得について
- 日程第 19 議案第 58 号 財産の取得について
- 日程第 20 議案第 59 号 財産の取得について
- 日程第 21 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 22 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	今 村 桂 子
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公 園 緑 地 課 長	世 利 昌 信	子 ども 家 庭 課 長	吉 川 聡 士
地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治	都 市 整 備 課 長	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
ま ち づ く り 課 長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 課 長 補 佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告します。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。今回追加された提出議案は、財産の取得2件でございます。うち1件は議会の追認議決を求めるものです。当初本会議で付託された議案を採決後、追加された議案について提案理由を説明し、文教厚生委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第39号から議案第44号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議案とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第38号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第38号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、補正予算の総額に歳入歳出それぞれ903万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億1,013万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質

疑を省略し、これより議案第38号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第38号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第2. 議案第39号

日程第3. 議案第40号

日程第4. 議案第41号

日程第5. 議案第42号

日程第6. 議案第43号

日程第7. 議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第39号令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第40号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第41号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第42号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第43号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第44号令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○決算審査特別委員長（田ノ上 真） それでは、議案第39号令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第44号令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について審査報告をいたします。

まず、議案第39号令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書14ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額121億6,009万5,519円、対前年度比0.5%減に対し、歳出総額118億7,189万5,517円、対前年度比0.7%の増で、歳入歳出差引額は2億8,820万2円です。

翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額20万8,000円を計上し、歳入歳出差引額から同額を差し引いた実質収支額は2億8,799万2,002円となり、黒字決算です。

ここからは、決算審査意見書の記述も参考に申し上げます。

この令和5年度の実質収支額から前年、令和4年度の実質収支を差し引いたところの単年度収支は8,075万5,000円の赤字になります。これに黒字要素の財政調整基金積立金1億375万4,000円を加えたところの実質単年度収支は2,299万9,000円の黒字となっています。

財政収支の均衡を示す指標としての実質収支比率は4.6%で、前年度に比して1.5ポイントの減少、これは、実質収支額が前年度に比べ8,075万5,000円の減であり、分母となる標準財政規模額は普通交付税及び標準税収入額等の増により、前年度に比べ2億2,810万5,000円増加しているためです。

歳入において大きいもの、自主財源では、町税が34億6,645万8,000円、前年度比4.7%、1億5,403万1,000円の増です。

寄附金5億3,815万9,000円は、ふるさと応援寄附金及び一般寄附金の減により、前年度比マイナス26.3%、1億9,209万4,000円の減収です。

繰越金4億3,062万6,000円は、前年度比11.9%、4,584万円の増です。

依存財源では、地方交付税22億3,041万6,000円、前年度比3.7%、7,864万8,000円の増、国庫支出金22億8,400万4,000円、前年度比1.2%、2,609万7,000円の増、県支出金9億8,510万6,000円、前年度比9.8%、8,803万7,000円の増、地方消費税交付金6億6,775万4,000円、前年度比マイナス0.2%、102万2,000円の減です。

町債は7億5,246万8,000円、前年度比46.1%、2億3,758万7,000円の増です。

自主財源の前年度比増減率は、マイナス9.3%、5億1,156万9,000円の減であり、歳入合計に対する構成比は41.1%で、4.1ポイントの減です。

依存財源の前年度比増減率は6.7%、4億4,818万円の増であり、歳入合計に対する構成比は58.9%、4.1ポイントの増でした。

自主財源の構成比が降下したのは、依存財源である地方交付税、国庫支出金、町債が昨年度に比べ7.4%増加し、自主財源である寄附金、（基金を振り替えた）繰入金が昨年度に比べ59.5%減少したことによります。

歳出です。性質別に主なものを申し上げます。

義務的経費として、人件費13億7,058万8,000円、前年度比増減率3.2%、4,208万8,000円の増、扶助費31億7,477万3,000円、前年度比増減率11.7%、3億3,192万3,000円の増など、義務的経費の計51億9,536万8,000円、歳出合計に対する構成比43.7%、前年度比増減率8.3%の増です。

投資的経費として、普通建設事業費 13 億 4,136 万 5,000 円、前年度比増減率 68.8%、5 億 4,662 万 5,000 円の増など、投資的経費の計 13 億 6,993 万 1,000 円、歳出合計に対する構成比 11.5%、前年度比増減率 68.6%の増です。

その他の経費として、物件費 22 億 2,842 万 2,000 円、前年度比増減率マイナス 5.8%、1 億 3,803 万 4,000 円の減、補助費等 12 億 8,035 万 1,000 円、前年度比増減率マイナス 8.8%、1 億 2,400 万 4,000 円の増、繰出金 14 億 2,111 万 1,000 円、前年度比増減率 4.8%、6,484 万 7,000 円の増など、その他の経費の計 53 億 659 万 7,000 円、歳出合計に対する構成比 44.8%、前年度比増減率マイナス 14.2%の減です。

歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、投資的経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性があり、健全な財政と言えます。令和 5 年度の構成比率は、前年度に比べ義務的経費及び投資的経費が増加し、その他の経費が減少していますが、依然として義務的経費のウエートは高く、財政の硬直化が続いているものと言えます。

令和 5 年度の特別会計への繰出金は、国民健康保険特別会計 2 億 7,302 万 8,000 円で 285 万 5,000 円の減、後期高齢者医療特別会計 1 億 2,240 万円で 318 万 6,000 円の増、公共下水道事業特別会計 3 億 2,061 万 6,000 円で 5,170 万 7,000 円の増、農業集落排水事業特別会計 3,450 万 1,000 円で 76 万 5,000 円の減額です。特別会計への繰出金の合計は 7 億 5,054 万 6,000 円で、前年度より 5,127 万 3,000 円の増額となりました。

令和 5 年度の地方債の借入額は 7 億 5,246 万 8,000 円でした。主なものは、第三幼稚園（仮称）改築事業債 3 億 7,550 万円、須恵第一小学校長寿命化事業債 1 億 6,710 万円、臨時財政対策債 5,176 万 8,000 円、文化会館舞台吊物改修事業債 4,250 万円です。また、年度末の地方債残高は 74 億 1,257 万 9,000 円であり、前年度に比べると 1 億 2,279 万 5,000 円増加しております。

経常収支比率は、前年度から 0.7 ポイント上昇して 91.6%です。比率が低いほど一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富むとされますが、本町においては、近年、高い数値で推移していることが確認されます。これまでのような歳入構造からの脱却を図るとともに、歳出の抑制と自主財源の確保に努めなければ、今後も財政構造の硬直化が懸念されるものです。

本決算審査におきましては、地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和 5 年度事務事業分析・検証報告書の提出がありました。一般会計においては 166 事業についてのものでしたが、歳出の審査は事業別に着目して行いましたので、有益な資料として活用できました。

質疑として、歳入、20款諸収入、ボタ山土地賃貸借契約に係る違約金について、詳細を問うもの。答弁として、借地している事業者が契約書の文面にない構造物の設置を開発許可の届出なく行ったということで、違約金という形で協議を行い、現在は解決しているというものでした。

歳出。歳出質疑は主なもののみ事業別に申し上げます。

2款、行財政改革推進事業について、RPA導入事務の詳細を問うもの。答弁として、RPAは人がパソコンに対して行う入力手続手順をパソコンに登録し、最小の入力で自動的に実行させるもので、定型業務が劇的に効率化される。平成30年に導入して以来、毎年1業務程度増やして、職員の負担を軽減させるよう図っている。現在は、国民健康保険、後期高齢者医療保険の還付手続、住民税の無所得者申告などを行っているというものでした。

関連で、AIの導入について問うもの。答弁として、いまだ検討まで至っていない。しばらく時間がかかるというものでした。

同じく2款、ホームページ事業について、ホームページのアクセス数が減っているが、須恵町の発信力の弱体化を懸念して問うもの。答弁として、ホームページについては、コロナ禍のときにアクセス数が一気に増えた関係で、現在は減少している。発信力については、各課職員に対してもホームページの見やすさ、使いやすさ、また、公式LINE等の活用も踏まえて進めていくというものでした。

同じく2款、公用車管理事務について、EV車の導入を問うもの。答弁として、カーボンニュートラルの観点から令和7年度に数台導入する予定というものでした。

同じく2款ふるさと応援寄附金事業について、寄附金の件数を問うもの。答弁として、4万3,000件以上の寄附があったというものでした。

同じく2款オープンイノベーション戦略推進事業について、今後の事業量を考えると、現下の体制においては過重な負担と言えないか問うもの。町長の答弁として、人員は足りていないと思うが、人数以上のものを勘案して人材を配置している。外部のスタッフも入れた。今も最適な配置を検討しているというものでした。

同じく2款、基金管理事務について、有価証券の購入・運用の詳細を問うもの。答弁として、既に令和6年度から始めている。証券会社に依頼し、福岡県の発行する県債を10年債7%で運用している。総額3億円の購入というものでした。

同じく2款交通安全対策事業について、令和6年度交通事故の詳細を問うもの。答弁として、警察が発行している統計を記載している。その関係で、103件の全てが人身事故であるというものでした。

関連で、免許証の自主返納者の詳細を問うもの。答弁として、補助金の申請者は全体で284人、そのうち令和5年度新規の方で81人というものでした。

同じく 2 款、自治体DX推進事業について、マイナポータルを利用した行政手続オンライン申請数の詳細を問うもの。答弁として、同サービスは、マイナンバーカードを使用することで、手続がオンラインでできるようになるもの。約 20 業務ほどあるが、令和 5 年度は 144 件の利用で、前年度比 600%。利用数は今後も伸びていくと思われる。さらに周知を図りたいというものでした。

同じく 2 款、町税収納事務について、収納の成果を問うもの。答弁として、町税の徴収、国保税の徴収も数字が上がり、成果が出ているものの、糟屋地区での収納率は下位に甘んじている。2 年前から始めたファイナンシャルプランナー納税相談、昨年度から導入の預金照会の電子化により、滞納処分の件数も上がっている。これからさらに成果を上げていくというものでした。

3 款、高齢者相談・見守り事業について、食事の利用者を問うもの。答弁として、弁当の提供については、65 歳以上独居の在宅高齢者に提供するもので、1 週間に 7 食まで。延べ 327 名が利用しているというものでした。

同じく 3 款、障害者相談・見守り事業について、緊急一時保護施設を問うもの。答弁として、3 事業所と契約を締結している。一つは、篠栗町のケアホーム若杉。2 つ目は、久山町のヒルンド久山。最後に、宇美町の希望学園。現在、須恵町の利用者はいないものの、発生すると受け入れてもらえるというものでした。

4 款、母子保健事業について、電子母子手帳の導入を問うもの。答弁として、現状は情報収集にとどまっている。須恵町に合う活用を調査中であり、将来的には導入すべきという認識であるというものでした。

6 款、農業振興事業について、須恵町の現状を問うもの。町長の答弁として、農地の所有者にとって何が有益か。農業従事者が減ってきている。農地を持っても耕作できない。農地は守りたいが、再考する時期に来ている。今後の総合計画の中で、農地の在り方も検討していきたいというものでした。

7 款、プレミアム付商品券発行事業について、キャッシュレス商品券導入の効果を問うもの。答弁として、まず、キャッシュレスにしないと県からの補助金が来ないという事情もあり導入したが、事業者、利用者双方にサービスを使えない事例があった。全体的に見ると、スマホ教室などの開催効果もあり、キャッシュレス商品券も浸透し、よかったという報告を得ているというものでした。

関連で、実際に商工業の振興に寄与しているか効果を問うもの。答弁として、町内事業者が潤うとまではいかないが、浸透している。毎年、抽選を行うほど人気がある。続けていくべき事業というものでした。

9 款、消防団活動事業について、減少傾向にある消防団員の確保を問うもの。答弁として、社

会情勢や生活環境の変化により、若い人の消防団活動に対する理解がなかなか持てない現状がある。ボランティアではなく、ある程度の報酬も与えられるよう検討しているというものでした。

10款、教育情報システム運用管理事業について、ICT教育の環境整備による、時間外労働の削減効果を問うもの。答弁として、令和5年度は前年度比マイナス8%、1人当たりにして平均3時間の減というものでした。

同じく10款、児童生徒指導対策事業について、不登校児童生徒増加の要因を問うもの。答弁として、不登校児童生徒は増えていて、全国的にも多い状況。本年度から県の児童生徒を取り巻く生活環境改善事業で、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーが須恵中学校を訪問して、不登校の要因等を研究している。3年事業で、今年が分析。分析してから減らしていきたいというものでした。

同じく10款、文化会館施設維持管理事業等について、施設利用の電子申請の導入を問うもの。答弁として、社会教育課が抱える10施設において申請者の来館を必要としており、住民サービスの視点から検討している。令和7年度の導入を目指しているというものでした。

同じく10款、図書館施設維持管理事業について、電子図書館の導入を問うもの。答弁として、全国的にも福岡県の自治体は導入率が高く、中でも糟屋地区1市7町では本町以外は導入済みの現状である。後発の利点を生かして、分析検証しながら導入したいというものでした。

同じく10款、スポーツ推進事業について、部活動地域移行の見通しを問うもの。答弁として、国から部活動の地域移行改革推進期間が定められていて、須恵町は令和8年度に土日の完全移行を目指している。令和6年度の10月から部活動地域移行のモデル事業を立ち上げ、検証する。令和7年度は、同事業を拡大し、令和8年度につなげるというものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としています。

続きまして、議案第40号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書248ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、歳入総額28億5,075万8,632円、歳出総額28億4,815万5,763円、歳入歳出差引額は260万2,869円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は454万71円の赤字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は93.5%、そのうち国民健康保険税が72.1%です。歳出合計の予算に対する執行率は100%となっています。

歳入の対前年度比較は、1款国民健康保険税は1,536万4,591円の減、増減率マイナス2.9%、4款県支出金は928万9,000円の減、増減率マイナス0.4%、5款繰入金は285万4,518円の減、増減率マイナス1%、6款繰越金は279万9,983円の増、増減率64.5%、7款諸収入は677万1,740円の減、増減率マイナス67%。

歳出は、1款総務費は113万6,010円の減、増減率マイナス4.3%、2款保険給付費は770万6,323円の減、増減率マイナス3.4%、3款国民健康保険事業費納付金は654万5,207円の減、増減率マイナス0.8%、8款諸支出金は1,127万3,153円の減、増減率マイナス56.1%となっています。

令和5年度の国民健康保険税の収納率は、一般被保険者が72.07%で、前年度比1.09ポイント増、退職被保険者が26.55%で、前年度比5.84ポイントの増となっており、全体では72.03%で、前年度より1.16ポイント増となっています。

不納欠損額は681万1,362円、前年度マイナス1,248万8,294円、人数にして77人、前年度マイナス40人となっています。

令和5年度の決算額は、前年度と比較すると、歳入が3,146万円、歳出が2,692万円のそれぞれ減となっております。

令和5年度の平均一般被保険者数は5,191人、団塊の世代の後期高齢者医療への移行により、前年度比較で327人減っております。被保険者数の減少と収納率の低下により、保険税収は前年度比較約1,537万円減少しています。

歳出では、被保険者数の減少により、保険給付費が約771万円減少しています。総医療費は減少しておりますが、1人当たりの療養諸費額は増加傾向となっております。

一般会計からの繰入金は、前年度比285万5,000円の減となっておりますが、これは、保険基盤安定繰入金（保険者分）、財政安定化支援事業繰入金の減によるものです。

1人当たりの療養諸費額は、前年度に比べ2万3,931円増加しており、7年連続して福岡県高医療費市町村に指定されるなど、医療費は常に高い状況にあります。今後も増加すると見込まれますが、医療費の削減のためには、長期的な計画で、かつ効果的な医療費適正化事業を推進していく必要があると思われます。

なお、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和5年度事務事業分析・検証報告書について、15事業の報告を受けています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としています。

続きまして、議案第41号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の280ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、歳入総額4億6,031万3,980円、歳出総額4億2,925万2,857円、歳入歳出差引額は3,106万1,123円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は398万4,961円で黒字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.3%、調定に対する収入率は99%、歳出合計額の予算に対する執行率は93.5%となっています。

歳入は、1 款後期高齢者医療保険料 3 億 1,018 万 5,725 円、歳入合計に対する構成比は 67.4%、3 款繰入金 1 億 2,240 万 340 円、歳入合計に対する構成比 26.6%、この 2 つで 94%と歳入の大半を占めています。

歳出は、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 1,961 万 7,716 円、歳出合計に対する構成比は 97.8%が主なものです。

なお、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和 5 年度事務事業分析・検証報告書について、2 事業の報告を受けています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としています。

続きまして、議案第 42 号令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書 298 ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、歳入総額 10 億 9,379 万 7,039 円、前年度比マイナス 0.7%、754 万 9,910 円の減です。

歳出総額は 10 億 591 万 5,444 円、前年度比マイナス 8.1%、8,849 万 5,850 円の減です。

歳入歳出差引額は 8,788 万 1,595 円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は 8,094 万 5,940 円で黒字決算となりました。

令和 6 年度からの公営企業会計へ移行のため、令和 5 年度の決算は 3 月末日での打切り決算で、出納整理期間がないため、歳入歳出ともに例年の年度末の 4 月、5 月の 2 か月分が減少しています。

歳入の主なものは、1 款負担金等 2,119 万 9,900 円、2 款使用料等 3 億 1,231 万 920 円、3 款国庫支出金 8,880 万円、5 款繰入金 3 億 4,268 万 8,000 円、7 款諸収入 192 万 6,152 円、8 款町債 3 億 1,990 万円となっています。

調定額に対する収入済額の割合、収入率は 98.89%で、打切り決算の関係で低下しています。

歳出の主なものは、1 款総務費 2 億 2,131 万 4,540 円、2 款事業費 3 億 2,306 万 69 円、3 款公債費 4 億 6,154 万 835 円となっています。

町債の令和 5 年度借入額は 3 億 1,990 万円、償還未済額は 64 億 3,349 万 7,471 円です。

なお、下水道普及率は 81.52%です。町全域において人口が増加傾向にあり、今後も処理区域内の人口は増加する見込みにあるため、下水道普及率が低下しないよう推進していく必要があります。延伸については、国の補助金、また起債を有効活用して進めていただきたいと望むものです。

なお、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和5年度事務事業分析・検証報告書について、10事業の報告を受けています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としています。

続きまして、議案第43号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書322ページです。

実質収支に関する調書は、歳入総額6,289万4,072円、前年度比増減率マイナス3%、193万920円の減です。

歳出総額4,696万1,186円で、前年度比増減率マイナス23.3%、1,424万1,864円の減です。

歳入歳出差引額は1,593万2,886円となっており、実質収支額も同額です。

令和6年度からの公営企業会計へ移行のため、令和5年度の決算は3月末日での打切り決算で、出納整理期間がないため、歳入歳出ともに例年の年度末の4月、5月の2か月分が減少しています。そのため、令和5年度の実質収支は前年度に比べ1,231万944円の増であり、単年度収支も同額で、大幅増となりました。

調定額に対する収入済額の割合、収入率は99.87%で、前年度比0.1ポイント低下しました。

歳入の主なものは、2款使用料597万1,130円、3款繰入金3,450万1,000円、4款繰越金362万1,942円、6款町債1,880万円となっています。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費369万3,656円、3款公債費4,323万8,090円となっています。

町債の令和5年度借入額は1,880万円、償還未済額は2億8,787万3,164円です。

農業集落排水事業の計画進捗率は100%と完了しており、現在は、宅地開発に伴う公共柵設置工事、マンホールポンプ及び下水処理場の維持管理費、並びに起債の償還が主な財政需要となっています。

なお、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和5年度事務事業分析・検証報告書について、3事業の報告を受けています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としています。

続きまして、議案第44号令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定について、別冊の水道事業会計決算書26ページをお願いします。

概況です。営業総括。令和5年度営業実績は、給水人口は2万9,134人、前年度から98人の減少でした。年間総配水量は278万2,521立方メートル、年間総有収水量は265万421立方メートル、有収率は95.25%、水道普及率は99.63%でした。

建設改良事業の総括。配水施設改良工事は、佐谷地区20工区、水道管切替え工事ほか5件を施工し、浄水施設改良工事は、須恵ダム導水管改良工事を施工しました。

経理総括。収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億3,643万6,440円に対し、同費用は5億3,019万9,498円で、差引き1億623万6,942円の黒字となりました。その結果、当年度未処分利益剰余金は9億6,195万603円となりました。

資本的収支では、収入2,283万5,450円に対し、支出は1億7,826万4,046円、差引き1億5,542万8,596円の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金1億4,463万2,096円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,079万6,500円で補填されました。

27ページをお願いします。

経営指標に関する事項では、令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、給水申込加入金の増加に伴うその他営業収益の増加により、前年度比6.4ポイント増の121.1%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比3ポイント増の112.1%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っています。

管路更新については、主に下水道整備に合わせて更新を実施しており、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行っていくとしています。

今後も、経営の効率化、合理化を図りながら、将来にわたり良質な水道サービスを安定的に供給できる運営の確立に向け、なお一層努められることを期待します。

なお、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、令和5年度費用分析・検証報告書について、11項目の報告を受けています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。議案第39号から議案第44号までについては全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第39号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第39号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第39号令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第４０号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４０号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第４０号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４０号令和５年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第４１号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４１号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第４１号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４１号令和５年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第４２号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４２号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第４２号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４２号令和５年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第４３号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４３号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第４３号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４３号令和５年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第４４号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４４号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第４４号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４４号令和５年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第８．議案第４６号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第46号須恵町立認定こども園条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第46号須恵町立認定こども園条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページをお願いいたします。

提案理由としまして、令和6年10月1日に須恵町立認定こども園須恵みなみ幼稚園を開園することに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項の規定に基づく幼保連携型こども園として、須恵町立認定こども園を設置するに当たって必要な事項を定めるものです。

4ページをお願いいたします。

附則第1条で、この条例は令和6年10月1日から施行することとしております。

附則第2条の準備行為は、この規定を置くことにより、本議案が可決された場合、条例が発行する予定である10月1日以前においても入園に関する手続等が行えるようにするものです。

附則第3条については、町立須恵南幼稚園がなくなるため、須恵町立学校設置条例中にある同園の文言を削除するものです。

附則第4条については、町立幼稚園がなくなることに伴い、教諭職がなくなり、保育教諭となることから、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

附則第5条及び第6条については、町立幼稚園がなくなることに伴い、不要となる条例を廃止するものです。

附則第7条については、第6条で須恵町幼稚園・保育所一元化審議会を廃止することに伴い、須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正するものです。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第46号須恵町立認定こども園条例の

制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 47 号

○議長（松山 力弥） 日程第 9、議案第 47 号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10 番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第 47 号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

提案理由は、須恵町校区コミュニティセンターに須恵町すこやかコミュニティセンターを追加するため、当該条例の一部を改正する必要があるが生じたので提案するものです。

3 ページを、新旧対照表をお願いいたします。

別表 1 に、須恵町すこやかコミュニティセンターの名称と位置の福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵 964 番地 3 を追加するものです。すこやかコミュニティが 9 月末に完成予定のため改正するものです。

2 ページをお願いいたします。

附則として、この条例は令和 6 年 10 月 1 日から施行するとしています。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） ただいま委員長の報告がありましたが、すこやかコミュニティではなくて、コミュニティセンターでございますので、よろしくお願いします。

委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 47 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 47 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 47 号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩をします。再開を 11 時 10 分といたします。

午前 10 時 57 分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10. 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第48号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第48号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページをお願いします。

提案理由です。児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年7月31日に公布され、令和6年11月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

詳細については、3ページ、新旧対照表で説明します。

本条例の第3条第2項では、支給対象者の所得が限度額を超過した場合に、ひとり親家庭等医療費の支給対象者から除外することを規定しております。この条例で引用している児童扶養手当法施行令において、所得の限度額が引き上げられる改正が行われたため、これによって須恵町ひとり親家庭等医療費の対象者の父子家庭の父、母子家庭の母の判定所得限度額も引き上げられることになります。

今回の改正により、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項及び第8項が削除されたことによる項ずれが生じておりますので、第3条第2項第4号、第6号及び第7号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第8項中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改めるものでございます。

2ページに戻っていただいて、附則です。第1項で、この条例は、令和6年11月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係るひとり親家庭等医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するとし、第2項で、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条に係るひとり親家庭等医療の受給資格の認定を行い、受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができるとしています。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません。

か。——討論なしと認めます。よって、議案第４８号について採決に入ります。本案に対する委員長報告は可決です。よって、議案第４８号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４８号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１１．議案第４９号

○議長（松山 力弥） 日程第１１、議案第４９号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。１１番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第４９号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

１ページをお願いします。

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和６年８月１４日に公布され、令和６年１２月２日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

詳細については、３ページ、新旧対照表で説明します。

令和５年６月９日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律において、国民健康保険法が改正され、令和６年１２月２日からマイナンバーカードと被保険者証とを一体化し、従来の被保険者証を廃止することが決定されました。

第１１条では、国民健康保険法の罰則に関する規定を引用しております。

被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法第９条で規定している被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除されたため、第１条に規定している被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について削除するものです。

第１１条中「第９項」を「第５項」に改め、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

なお、「第９項」を「第５項」に改めますのは、法改正による第９条第５項から第８項までが削除されたことによる項ずれが生じたことによるものです。

2 ページに戻っていただいて、附則です。第 1 項で、この条例は令和 6 年 1 2 月 2 日から施行するとし、第 2 項で、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとしています。

質疑において、マイナ保険証における被保険者証の資格情報についての質疑に、被保険者証の資格についての情報は、基本的にはオンラインでつながっており、即時反映されますが、データの切替えによるタイムラグが 1 日から数日生じる場合がありますとの答弁がありました。

マイナ保険証への切替えに関する問合せ状況についての質疑に、今年の被保険者証の発行時に、1 2 月 2 日以降、保険証の廃止以降の取扱い、経過措置で来年まで使用できることなどをお知らせしているので、現時点での問合せは多くないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第 4 9 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 4 9 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 4 9 号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 5 0 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 2、議案第 5 0 号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。1 0 番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第 5 0 号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

1 ページをよろしくお願いします。

提案理由は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和 4 年 1 2 月 1 4 日公布され、令和 5 年 4 月 1 日施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

改正内容は、現状適正化を図るため、令和 3 年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地

価に対する賃料の水準の変動等を反映した占用料の額を適用するため、一部改正を行うものです。

5 ページをお願いします。

それぞれ定めています占用料について、国が定める額に準拠し、8 ページまでの項目について、現行の占用料を改正案の占用料に改めるものです。

4 ページをお願いします。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第50号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13．議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第51号須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第51号須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1 ページをお願いいたします。

提案理由としまして、須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例に、保育の実施基準に係る事項を規定したことに伴い、保育の実施に関し必要な規定を統一したため、当該条例を廃止する必要性が生じたので提案するものです。

この条例は、町内に居住する児童を保育所において保育を実施するに当たって、保育の実施基準や入所の承諾・不承諾などを定めた条例ですが、国が子ども・子育て支援法施行規則において統一した基準を定めたことにより、須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を制定したため、本条例を廃止するものです。

2 ページをお願いいたします。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第51号須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14．議案第55号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第55号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） それでは、議案第55号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,803万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,816万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正、地方債の追加、変更は、第2表地方債補正によるとしております。

第3条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、主なもの。歳出、2款1項、在留外国人支援事業について、日本語教室参加者の詳細を問うもの。答弁として、20人を超える参加者のうち、多くはベトナム国籍の方。インドネシアの方も増えてきている。男女は大体同数で、20代が多いというものでした。

2款3項、戸籍事務について、戸籍事務量の増加を問うもの。答弁として、戸籍証明書のコンビニ交付比率は、ここ数年来の増加傾向。加えて、法改正により、これまで本籍地でしか取得で

きなかった戸籍証明書が最寄りの役所で交付できるようになった。この広域交付が全体の交付量を押上げているというものでした。

7 款 1 項、観光振興事業について、岳城展望パノラマ看板の詳細を問うもの。答弁として、登山客の要望に応え、岳城展望台のあずまやそばに設置する。展望できる風景と地名をパノラマ状に看板に図示して、眺望を楽しめるようにするというものでした。

8 款 4 項、公園維持管理事業について、事業の詳細を問うもの。答弁として、新原日の出集会場公園のネットフェンスの交換、また、新生公園のあずまやを解体撤去するというものでした。

10 款 1 項、教育情報システム運用管理事業について、学校のネット環境不調を問うもの。答弁として、不調の原因を究明するために委託料を計上している。判明した原因によっては、新たに工事が必要になることも考えられるというものでした。

10 款 3 項、須恵中学校維持管理事業について、シロアリ被害の詳細を問うもの。答弁として、シロアリが発生した体育倉庫及び多目的室は、独立した建物なので、本校舎の調査は行っていない。工事については、消毒作業と被害に応じて部材の交換工事を行うというものでした。

関連して、近隣民家に対して、学校からシロアリが発生したことからの注意喚起は行っているか問うもの。答弁として、行っていない。発生原因も特定できないし、それぞれが消毒等の対策を取っている認識でいるというものでした。

10 款 5 項、社会教育推進事業について、10 月から行われるモデル事業における部活動指導員の待遇を問うもの。答弁として、モデル事業期間は、1 回当たりの指導を日当として積算した額を予算計上している。完全移行後は時給計算になり、福岡県の最低賃金を考慮した金額になる。会計年度任用職員の取扱いになると思われるというものでした。

10 款 6 項、その他体育施設管理運営事業について、老朽化したあおば会館の建て替えを問うもの。答弁として、今回計上した防水改修工事は、6 月 20 日の降雨により大量の漏水が発生したことから、緊急対応で行うもの。改修計画に基づいたものというより、利用に支障が生じているので対応するというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第 55 号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 55 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 55 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 55 号令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5 . 議案第 5 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 5、議案第 5 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11 番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 5 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 8, 6 4 0 万 6, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項、款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるとしています。

事項別明細書 6 ページ、7 ページをお願いします。歳入です。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 4 0 万 6, 0 0 0 円を増額して 1 億 3, 8 8 2 万 6, 0 0 0 円とするものです。1 節事務費繰入金 4 0 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、歳出の職員人件費の増額に伴い、一般会計からの人件費分の事務費繰入金を増額するものです。

続いて、歳出です。8 ページ、9 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 4 0 万 6, 0 0 0 円を増額して 1, 0 0 4 万 5, 0 0 0 円とするものです。職員人件費、職員手当等 4 0 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、人事異動により予算積算時と対象職員が変わったことによる職員人件費の増額補正です。

以上、審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 5 6 号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 5 6 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 5 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 6 . 議案第 5 7 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 6、議案第 5 7 号令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第

1号)を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長(猪谷 繁幸) 議案第57号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出。第1款第3項特別損失、補正額244万円を増額し、補正後の額を264万円とするものです。

水道事業会計補正予算実施計画内訳書2、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出、支出です。1款水道事業費3項特別損失1目過年度損益修正損、補正額244万円の増です。節、過年度損益修正損は、令和5年度に過誤納付された給水申込加入金返還分です。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第57号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第58号

○議長(松山 力弥) 日程第17、議案第58号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長(吉本 孝治) 議案第58号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、須恵第二小学校食器食缶洗浄機1台。取得の方法、指名競争入札。取得価格、641万3,000円。契約の相手方、福岡県福岡市博多区昭南町3丁目1の13の105、太平調理機株式会社代表取締役平山操。

提案理由として、須恵第二小学校の食器食缶洗浄機が故障したことに伴い、当該機器を更新するため提案するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第58号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号を文教厚生委員会に付託します。

日程第18. 議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第59号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 議案第59号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、小学校教師用教科書指導書。取得の方法、特命随意契約。取得価格、1,598万2,710円。契約の相手方、福岡県糟屋郡志免町志免1丁目14-5、有限会社尾崎堂書店代表取締役尾崎美日野。

提案理由として、教科書が改定されたことに伴い、質の高い授業を継続して展開させる目的で、上記財産を取得したことについて追認を求めるものでございます。

本来ならば、議決を付すべき案件でございましたが、認識不足により議決を経ずに契約を締結しておりました。改めておわび申し上げ、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第59号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号を文教厚生委員会に付託します。

ここで文教厚生委員会の審査のため、暫時休憩に入りたいと思います。再開を午後1時といた

します。暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第19．議案第58号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第58号財産の取得についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第58号財産の取得について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、須恵町第二小学校食器食缶洗浄機1台。取得の方法、指名競争入札。取得価格、641万3,000円。契約の相手方、福岡県福岡市博多区昭南町3丁目1-13-105、太平調理機株式会社代表取締役平山操。

提案理由として、須恵第二小学校の食器食缶洗浄機が故障したことに伴い、当該機器を更新するため提案するものです。

5社による入札の結果、落札率70.96%、9月10日に仮契約を締結し、今議会において議決されれば本契約となります。

質疑として、食洗機は特注かとの質疑に、特注ではないが、在庫があるわけではない。発注してから2か月かかるとの答弁がありました。

2か月間はレンタルなどの代替機の検討はとの質疑に、検討はしたが、撤去、設置、また撤去と金額がかかるとの答弁でした。

洗浄の人員、追加金額についての質疑に、委託業者の中村学園で対応しており、人が足りない分を他町で契約切れの人員を回してもらおう対応について打診している。追加金額についての要望

はないが、1時間から1時間半、手洗いが増加しているので、要求があれば配置不足の今までの人件費で相殺を検討しているとの答弁でした。

故障の予兆はあったのか、また、メンテナンスは行われているかとの質疑に、予兆はあったので、昨年度、今年度、予算要求はあったが、修繕を1回しており、作動していたので様子を見ていたところ、7月16日に動かなくなったとの答弁がありました。メンテナンスは行っていない、業者が現状を見るにとどまっているとの答弁でした。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第58号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第58号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第59号財産の取得について（追認）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第59号財産の取得について（追認）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、小学校教師用教科書指導書。取得の方法、特命随意契約。取得価格、1,598万2,710円。契約の相手方、福岡県糟屋郡志免町志免1丁目14-5、有限会社尾崎堂書店代表取締役尾崎美日野。

提案理由として、教科書が改定されたことに伴い、質の高い授業を継続して展開させる目的で、上記財産を取得したことについて追認を求めるものでございます。

予定価格が700万円を超える動産については、議会の議決を経て取得をしなければなりません。しかし、この案件については、議決を経ずに買入れを行っているとのことでした。

このままの状態であれば契約の無効となりますので、遡及してその事実を認める追認をお願い

したいとのことです。

追認することで、議決を欠くという瑕疵は治癒されるという判例に基づきます。

質疑として、教科書の内容を問う質疑に、先生が指導する説明などが朱書きしてあるとの答弁がありました。

金額は統一かとの質疑に、単価が固定されており、冊数を掛けた金額となるとの答弁。

中学校での購入についての質疑に、令和3年度、2つの中学校を600万円を超えていない。今後は各学校ごとの予算で一括契約していくのか近隣市町を見ながら検討していくとの答弁がありました。

教科書は、先生の指導学年が変われば譲るのかとの質疑に、個人の物ではなく、学年の共有の所有となるため、指導学年が変わっても所有の学年で使用するとの答弁でした。

デジタル時代、アカウントでの購入はできないのかとの質疑に、デジタルは1人1アカウントが必要で、高額であり、アカウント共有は法的にできないとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第59号財産の取得について（追認）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より水道スマートメーターについて、文教厚生委員会より共生のまちづくり推進協議会について、以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

日程第２２．議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第２２、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第４２条の２の規定により、議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、９月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、１時２５分より全議員で議会報告会のリハーサルを特別会議室及び第１、第２委員会室で開催します。

また、リハーサル終了後、広報特別委員会を第３委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

この後、糟屋地区議長協議会によります議員表彰の伝達式を行いますので、閉会后そのまま自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。令和６年第３回須恵町議会定例会を閉会します。

午後１時１２分閉会

会 議 録 署 名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 1 2 番 三 上 正 義

署名議員 1 3 番 田 ノ 上 真